

織田政権の京都支配における奉行人についての基礎的考察

久野雅司

はじめに

尾張・美濃を領する戦国大名の織田信長は、永禄十一年（一五六八）九月二十六日に室町幕府の次期征夷大將軍となる足利義昭に「供奉」して上洛を遂げた。信長はこれ以降京都の支配に関与するようになる。織田政権の京都支配については、主として織田家奉行人の木下秀吉・明智光秀・村井貞勝を中心として論じられてきた。^①この内、貞勝については筆者も含めて松下浩氏・村磯良美氏・木下昌規氏・谷口克広氏などによって論じられ、ほぼその全容が明らかにされていると言っている研究状況にある。^②貞勝は天正元年（一五七三）七月に信長が義昭を京都から追放した後「天下所司代」に任じられたとされ、^③これまでの研究においてもそれ以降について検証したものがほとんどである。

しかしその一方で、信長の上洛当初からの支配の変遷についてはまだ十分に検討されているとはいえない状況にある。新政地においてその征服過程を明らかにすることは、権力の浸透を考察する上において

重要であるといえる。信長は本拠地が美濃にあることから、京都には奉行人を駐留させて間接的な支配を行っていた。この織田家奉行人は一人ではなく複数人置かれ、彼らは時に連署によって文書を発給して共同で政治を行っていた。小稿ではこれら奉行人関係文書について基礎的な考察を行い、織田政権の領国支配の進展過程の一端を明らかにすることを目的としている。なお、天正元年七月に室町幕府を滅ぼして以後の織田政権単独による京都支配については先稿で検証済みなので、ここではそれまでの政治的展開について検討することとする。

第一章 織田政権の京都支配における奉行人関係文書の概要

織田政権の関係文書は、奥野高広氏の『増訂織田信長文書の研究』によって概要を知ることができる。^④また、上洛してからの史料については『大日本史料』第十編が刊行されており、^⑤周辺の政治状況も含めて当該期の概況を把握することができる。織田家奉行人は単独でも文書を発給しているが、複数人の連署による連署状も発給している。奉行人関係文書の概要を把握するために、年代・発給者・宛所・書正文

言・内容を記したのが、本文末に掲載した「織田家奉行人関係文書目録」である。なお、小稿では京都支配についての検討であるため、京都とその周辺地域に関する文書を列挙し、連署状を「表Ⅰ」とし、それを基にした連署者の個別発給文書を記したのが「表Ⅱ」である。⁶⁾

この表Ⅰに拠ると、織田家の奉行人は天文年間から連署で礼銭に関する裁許・所領宛行などを行っており(表Ⅰ-1)、信長の尾張一領国期よりその活動が確認できる。京都において連署状が発給されるのは永禄十一年十月十八日(表Ⅰ-8)からであり、その終見は(天正三年)七月七日(表Ⅰ-62)である。なお、これ以後は村井貞勝が専任となつて単独で支配を担うようになり、連署状も貞勝の下代によつて発給されるようになる(拙稿⁷⁾)。様式としては、書止文言が「恐々謹言」「謹言」がその大半を占めていて書状形式となつており、上意を承けて「仍執達如件」の書止で発給される室町幕府奉行人連署奉書とは基本的な性格が異なっている。また、短期間のうちで発給者が入れ替わっていることが特徴として挙げられる。このことは、幕府のように法曹官僚としての奉行人制とそれによつて発給される文書の様式が調えられていなかつたためと考えられる。署名順も一定ではなく前後していることから、織田家中における家臣間の地位や序列・席次によるものとは考えられず、比較的この点に関しては厳格でなかつたといえる。

発給者は、木下秀吉・丹羽長秀・嶋田秀順・村井貞勝・明院良政・明智光秀・中川重政・好斎一用・和田惟政・日乘上人・武井夕庵・森可成・佐久間信盛・松井友閑・細川藤孝・塙直政・松田秀雄・柴田勝家・滝川一益・上野秀政・成田杉長盛・岩弥三吉勝・金森長近・今井宗久・楠正虎(長諱)等々であり、彼ら多数が奉行として京都支配に関与し

ていたことが確認できる。このうち、細川・和田・松田・三淵・上野(表Ⅰ-7・12・13・24・25・38・42・43・44・51)等は室町幕府の幕臣であることから、織田政権との共同統治を反映して織田家奉行人と共に政治的活動を行ったためといえる。また、明院・武井・楠(表Ⅰ-7・8・22・24・27・33・38・40・50)は信長の右筆であることから、側近として直接信長の命を承けて現地の奉行へ伝達する役割があつたと考えられる。成田・岩弥・金森等(表Ⅰ-54)の発給文書が少ない者は、一時的な関与であつたといえる。また、日乘上人(表Ⅰ-31・36・37)は信長の家臣ではないが、信長の上洛以前から朝廷との繋がりがあつたため⁸⁾、上洛して間もなく朝廷との関係が構築できていない段階において信長が交渉役として利用したと考えられ、幕府との交渉も行つてい⁹⁾

これらの人物を捨象すると木下・丹羽・嶋田・村井・明智・中川・好斎一用・森・佐久間・塙・柴田・滝川が残ることになり、実際に表Ⅱの単独発給も含めて文書点数が多く確認できることから、彼らが中心的に実務を担っていたといえる。特徴的なことは、嶋田・村井以外の多くは軍率部将であることを指摘し得る。さらに彼らは、表Ⅰを一瞥すると連署者に多少の入れ代わりは見られるが、(1)木下秀吉・丹羽長秀・中川重政・明智光秀等(表Ⅰ-19・21・32・34)によるものと、(2)柴田勝家・坂井政尚・森可成・蜂屋頼隆等(表Ⅰ-6・9・14・15・16・17)によるものとの二つのグループに大別することができる¹⁰⁾。

このように、京都は朝廷・幕府が所在して寺社や商工業者などが集中して存在する政治・経済上重要な都市だったことから、信長は多く

の奉行人を京都に派遣・駐留させて京都支配を行っていたといえる。なお織田政権の京都支配は、拙稿¹⁾で指摘したが永禄十一年九月末に上洛してから天正元年七月の幕府滅亡までの複数の部将等による共同統治期、天正元年七月から同三年までの明智光秀と村井貞勝を専任の奉行とした二人体制（「京都両代官」）期、天正三年以降の貞勝単独支配期の三期に時期区分することができる。では、以降これらについて具体的に検討することとする。

第二章 永禄・元龜期の織田家奉行人

一、上洛当初の織田家奉行人

織田信長は足利義昭に供奉して、本国の美濃から近江攻略を経て九月二十六日に入京した。義昭は清水寺に入り信長は東福寺に陣所を構えて、ここから五万の兵力を率いて義晴・義輝・義昭系の將軍家に対抗する三好三人衆（三好政康・同長逸・石成友通）を討伐するために摂津・河内方面へ侵入する。義昭と信長は三好長慶の居城だった摂津の芥川城へ入城して、畿内の平定戦を行った。信長はさらに和泉国堺に進軍して軍事征圧する一方で、『多聞院日記』¹⁾永禄十一年十月十日条には「京ヨリ細川兵部大輔（藤孝）、和多（田）伊賀守（惟政）、（公）方方ノ両大将）、佐久間（信盛）（織田尾張守方大将）、以上二万ほどにて、西京招提寺辺へ打越了」とあることから、大和には佐久間信盛を派遣して征圧を行っている。その間に河内の三好義継や大和の松永久秀等の諸勢力が降伏し、畿内は平定されることとなった。これによって義昭が畿内に守護を補任し、「天下属御存分」（『原本信長記』卷一）

して「天下」は將軍となる義昭が支配する領域となった。²⁾畿内周辺は「静謐」となり、この平和状態は大和興福寺多聞院の僧侶によって「昔も如此一時二將軍御存分ハ無之事歟、希代勝事也」（『多聞院日記』十一年十月六日条）と讃えられている。

義昭と信長は『言繼卿記』十月十日条に「今日自芥川、武家御上洛云々、六条本圀寺江被移御座云々」とあることから摂津から再度入京して、義昭は本圀寺を御座所とした。ここへ翌日には葉室頼房・菊亭晴季や聖護院道澄などの「僧俗數十人」が「御礼」のために訪れている。信長は清水寺を本陣として、信長の許にも「諸家御礼者群集」している。この時に申次として信長への取り次ぎ役を務めたのが、明院長政である。明院長政は信長の右筆だったことから、上洛戦にともなう禁制や在京時における信長の文書を作成するために信長が帯同したと考えられる。事務吏僚であることから自らも文書を発給し、政治にも関わるようになったといえる。実際には京都の公家と上洛前から連絡を取りあつており、信長の上洛に際して京都の治安維持と禁中の警固を依頼されている（表Ⅱ 8）。

公家の山科言繼は、山科家領の回復と禁裏率分銭のことで再興された幕府と信長の許へ出向いた。以下、言繼が記した『言繼卿記』によると、永禄十一年十月二十一日付けで明院長政宛てて出された言繼の書状が記されており、「織田物書明院所へ書状遣之」とあることから、山科家領の回復に関する書状が明院長政に渡されている様子が確認できる（表Ⅱ 10・11）。ここには「尚々、一重二貴所頼申候事候間、急度霜台上意へ御申所仰候」とあることから、明院長政は言繼から信長と、さらには幕府への取り成しを強く依頼された。これによって、同日付けで幕

府奉行人奉書と信長の朱印状が発給されている。翌年の三月三日には、信長が公家領を回復するために公家から証跡となる手日記などを徴した際に、明院が交渉の窓口を担当している。このように、明院は右筆として信長の側近くに仕え、所領の安堵に関わる事務的なことを行っていることから、上洛当初の信長の事務官僚として務めていた様子が確認できる。明院はその後、村井貞勝等と光源院のことについて永禄十二年正月十九日に幕府奉行人の摂津晴門・飯尾貞遠・松田頼隆から地子銭などの去り渡しを求められており(表I13)、さらに阿弥陀寺に寄宿免除の連署状を発給していることから(表I24)、他の右筆とは異なり京都に残留している様子が確認できる。また、のちに織田政権の京都支配を単独で担うようになる村井貞勝は天文期より信長の奉行としての活動が確認でき(表I1・4)、上洛戦後の永禄十一年十月五日条に「織田雑掌村井」(『言繼卿記』)と記されていて、義昭の参内時の衣服の調達について言繼と折衝している。

二、木下秀吉・丹羽長秀・中川清秀・明智光秀による連署者の性格について

明院・村井以外の主要な織田家奉行人は、信長が美濃へ帰国する際に『多聞院日記』永禄十一年十一月二十二日条に「京二ハ尾州ヨリ、佐久間(信盛)、村井(貞勝)、ニワ(丹羽)五郎左衛門(長秀)、明院(良政)、木下藤吉(秀吉)、五千計ニテ残置了」とあることから、五千人の兵力と五人が「残置」されたことが確認できる。彼らの政治上の役割については、『朝倉記』に「信長洛中辺土為成敗、佐久間・村井・森三左衛門(可成)・丹羽・御長(菅屋長頼)ヲ居置ク」とあり「成敗」

とあることから、軍率の部将として京都に駐留されたと考えられる。その政治的な背景としては、畿内周辺にはまだ義昭・信長に対抗していた三好三人衆の勢力が残存していることから、その備えのために兵力とともにそれを率いる部将として残留されたと考えられる。実際に、三人衆は敵対していた松永久秀が十二月二十四日に美濃へ下国すると蜂起して、久秀方の城を攻めてから義昭の本圀寺を包囲している。信長は急ぎ早馬で単騎で上洛する切迫した状況となった。このことから信長は貞勝を奉行として、義昭を護るために二条御所を建設して三好勢の反抗に備えた。御所の造営が完了すると、信長は「天下定目被仰付」(『原本信長記』巻二)で美濃へ帰国している。このように、信長は京都から離れる際に部将に諸事を任せて美濃へ帰国していることが確認できる。『重編応仁記』には「同五月十一日(四月二十一日の誤)、信長御暇賜テ、濃州岐阜エ帰城有リ、二条ノ御所警固ノ為ニ、木下藤吉郎秀吉ヲ京都ニ残シ置カレケリ」とあることから、基本的には義昭を警固する役割だったといえる。このことは『言繼卿記』元亀元年(二五七〇)九月二十一日条に「自南方明智十兵衛(光秀)、村井民部少輔(貞勝)、柴田修理亮(勝家)等上洛、御城之御番云々」とあり、光秀・貞勝・勝家等が上洛して義昭の二条御所を護衛していることからも確認できる。

信長の京都支配における基本方針としては、言繼が訴訟のために美濃へ出向く際に『言繼卿記』永禄十二年十一月十二日条に「信長京之(事脱カ)存間敷之由有之故云々」とあり、元亀二年十二月十六日条には「製(制)札打之、一切公事訴訟停止也、自陣注進之外不可申聞云々」とあることから、信長は美濃にいる間は公事訴訟の一切を停止

する制札を出して京都の政務を見ず、陣中からの注進以外は応対しない姿勢であることから京都支配に消極的な様子が確認できる。信長は、基本的には「天下」の主宰者たる將軍義昭が再興された幕府を主導して支配することを意図していたと考えられる。しかし、この言継の事例や『言継卿記』永禄十二年三月十五日条に「妙覚寺織田彈正忠宿所へ罷向、若州・丹州・摂州衆多数罷出、公事之儀取乱云々」とあるように、上洛早々から信長側へ安堵や訴訟の案件が持ち込まれた。織田政権側はそれへの対応が求められるようになり、京都支配を展開することとなった。そのため、彼らは軍率の部将から奉行として政治的活動を行うようになったといえる。

これによって京都に「残置」かれた五人は実務を担当するようになり、連署状を發給するなどして政治を行った。信長が永禄十一年十月二十六日に美濃へ帰国してからの連署状の初見は十二月十六日(表I 12)で、木下・中川・好斎・和田が大和の松永久秀に相論裁許のことについて通達している。また、翌年の四月十六・十八日には木下・丹羽・中川・明院が相論を裁許して丹波の宇津頼重に違乱停止を通達しており(表I 19・21)、永禄十三年三月二十二日・四月十六日にも連署している(表I 32・34)。また、このうち秀吉はこの間の永禄十二年四月十四日に光秀と連署しており(表I 18)、同年十月九日には明院・細川藤孝と阿弥陀寺に寄宿の免除をしている(表I 24)。これら秀吉・長秀を中心とした連署状は、元龜元年四月十六日まで確認できる(表I 34)。

この四人の中で史料上もっとも多く活動が確認できるのが木下秀吉である。秀吉の奉行人としての京都支配については、注(一)文献の

染谷光広氏・臼井進氏の研究がある。秀吉は、臼井氏が後に信長が家臣に付与した「領域支配者(一職支配者)の前提」となる支配権者だったと述べたように、中心的に活動しているといえる。表I・IIによると、永禄十一年十月十八日(表I 8)から元龜三年十二月二日(表II 92)まで京都の支配に関与していることが確認でき、永禄十二年二月には秀吉の家臣の蜂須賀正勝が幕府の義昭側近の一色藤長・飯河信堅と光源院の弔料について協議しており(表II 15)、『言継卿記』同年三月二十五日条には禁裏御料所率分銭のことや、同年四月には大慈光院の代官職をめぐる争論に関与している。これらの事案への関与は、他の奉行人と較べると多いと言える。しかし、發給文書は永禄期は十点(表I 8・12・18・19・21・24、表II 22・24・25・42)だったのが元龜元年には五点(表I 32、表II 53・60・62・64)となり、翌二年には二点(表I 40、表II 78)と減少しており、代わって近江・若狭に関する文書が九点(表I 34・56、表II 48・49・55・58・65・107・111)と増加していく。このことから、京都支配から次第に関与しなくなっていくことが確認できる。

その背景としては、(元龜元年)十月二日付け河内遊佐信教宛信長書状に「向近江□置カ」丹羽・木下已下も令渡湖候間(「保坂潤治氏所藏文書」『信文』二五二号)とあることから近江に派遣されており、(元龜二年)正月二日付けの秀吉宛て信長朱印状(「神田孝平氏所藏文書」『信文』二六八号)で近江における商人の往還停止を命じられており、同日付けで信長から近江の久徳左近兵衛尉(「神田孝平氏所藏文書」『信文』二六九号)や堀秀村(「神田孝平氏所藏文書」『信文』二七〇号)に出された感状に「猶木下藤吉郎可申候」とあり秀吉が申次を務めて

いることから、近江で活動していることが確認できる。さらに表Ⅱ65で信長から砦の備えを指示されていることから、秀吉は次第に京都から離れるようになって元亀期には近江で活動するようになっていった。しかし、秀吉は京都から全く離れたわけではなく、稲葉一鉄と一揆鎮圧にあたり徳政に関する政務を行っている(表Ⅱ61・62・64・77・92)。また、元亀元年末には『言繼卿記』十二月八日条に「木下藤吉郎所へ此町衆、一条町衆等呼之、昨日之火出物之事糺明云々、一条町僧善周出之云々、同月行事兩人伐首、則焼跡ニ曝之三日云々」とあることから火事の出火者を糺明し、その責任として月行事も打ち首にして処罰しており、治安に関することを行っている。

秀吉の次に多く政治的活動をしているのが丹羽長秀である。長秀は、上洛してすぐの永禄十一年十一月に近江で村井貞勝と検地を行っている(表Ⅰ10・11)。長秀はこの後に再度入京し、翌年の正月十日には山城の遍照心院に「先度信長寄宿免除之朱印」に任せて寄宿免除を行っている(表Ⅱ13)。さらに永禄十二年十一月に摂津守護の池田勝正に「違乱停止を伝えるなどしていることから(表Ⅱ28・40)、その後も畿内での政治的活動が確認できる。この他、近江・丹波(表Ⅱ19・47・66・67・73)などでも活動していることから、秀吉と較べると各地に移動することが多かったようである。また、長秀は中川重政と行動することが多く、表Ⅰ23・30などで連署しており、柴田勝家へ所領安堵により在地に対して領主へ年貢進納することを通達している。重政は、元亀年間から近江に分封されたこと⁽¹³⁾によって、(元亀元年)十二月二日付け近江永田景弘宛の信長書状(「永田文書」『信文』二六三号)に「猶(中川)八郎右衛門可申候」とあることから、近江で申次を務め

て政治的活動をしている。元亀三年六月には、信長が近江に出陣する際に沖島惣中へ敵側の浦に放火を命じ、快速船を用意させ軍事行動を命じている朱印状に「尚々、於様躰者、中川八郎右衛門(重政)可申候」(「島村沖島共有文書」『信文』三二六号)とあることから、やはり近江での活動が確認できる。なお、秀吉・長秀・重政と明智光秀は連署することが多いが、光秀については第三章で述べることにする。

以上、ここでは木下秀吉・丹羽長秀・中川重政・明智光秀の連署者の性格について検討してきた。このうち秀吉が史料上最も多く政治的な活動をしていることが確認できることから京都に「残置」かれることが多かったと考えられる。秀吉は元亀期から近江計略に向かうため、次第に京都における活動が減少している。これは他の部将にも共通していることである。長秀と重政は共に活動することが多く、近江・若狭・摂津・丹波と畿内周辺で活動している。そのため、京都に「残置」かれることが多かった秀吉と各地に転戦した長秀・重政とは若干役割が異なっているといえる。元亀元年からは近江で浅井氏・朝倉氏との抗争が激化してくることから秀吉も前線に配置されるようになり、次第に京都から離れるようになっていった。彼ら軍率の部将と代わって京都支配を担うようになるのが、嶋田秀順・原田直政・村井貞勝の吏僚たちだったといえる。

三、佐久間信盛・柴田勝家・坂井政尚・森可成・蜂屋頼隆による連署者の性格について

ここでは、佐久間信盛・柴田勝家・坂井政尚・森可成・蜂屋頼隆の連署者について検討する。信盛を除いた四人は上洛して間もなくの永

禄十一年十月十二日付けで連署によって禁制を発給している(表I 6)。そのため、信長本隊とは別に単独で禁制を発給していることから別動隊として軍事活動しており、上洛当初からこの四人は一部隊となつて行動していることが確認できる。ちなみに『原本信長記』(巻一)には、彼らが先陣として活動している様子が記されている。

一方の佐久間信盛は、上洛戦において山城から摂津・河内方面に進軍した信長とは離れて幕府の和田惟政・細川藤孝と大和に侵攻しており、寺社などに対して矢銭を賦課している(『多聞院日記』)。なお、この矢銭の具体的な受け取りについては、織田吉清・跡辺秀次・奥村秀正・志水長次が行っていることが確認できる(表I 5)。このように信盛が信長や勝家等の四人と離れて大和で活動する背景としては、上洛以前から大和の松永久秀や柳生宗厳と通交していることから(表II 7)、大和侵攻を円滑に行うために信長が人的な繋がりによる連繫を期待してのものと考えられる。実際に信盛は、同年十一月二十七日には久秀の老臣竹内秀勝から札銭の受け取りに関しての連絡を受けている(『法隆寺文書』『信文』一―二三号参考)。このことから織田政権は大和侵攻に際して矢銭と札銭を賦課し、それらの徴収を久秀が行つて信盛等へ渡されていたことが確認できる。

信盛はこのち河内に移動し、翌年の二月には勝家・頼隆・可成・政尚の四人と合流しており(表I 15)、翌月には幕府の和田惟政等と連署によって多田院に用脚の安堵をしている(表I 16)。信盛はその後も摂津に残つたようであり、四月二十五日に西蓮寺の住持職を安堵している(表II 21)。また、八月には和泉堺北荘に難渋している諸役の納付を命じている(表II 33)。このように信盛は大和・摂津・和泉

を中心として活動するが、この後に元亀元年七月には近江に出陣している(表II 51)。信盛は近江侵攻の戦功によって、元亀二年十二月に信長から近江で所領を宛行れている(表II 79)。翌年の正月には南近江で一向宗徒に起請文の差し出しを求めており(表II 80)、これによって「元亀の起請文」が提出された。しかし信盛は元亀三年四月に勝家・滝川一益・明智光秀と連署によって河内の片岡弥太郎に軍勢催促していることから、その後も河内方面で活動していることが確認できる(表I 45)。以上、信盛は大和・摂津・和泉・近江で活動していたといえる。

柴田勝家は、表I 6で可成・政尚・蜂屋頼隆と禁制を発給し、表I 14で公家の飛鳥井雅敦から摂津尼崎の本興寺の寺領安堵を依頼されている。さらに三月には摂津多田院(表I 16)、元亀元年三月には近江長命寺(表II 46)、同年五月には勝家・政尚は信長から愛宕での違乱停止を命じられており(表I 35)、元亀三年四月に信盛・滝川一益・明智光秀と河内の片岡弥太郎に城の備えを命じていることから(表I 45)、勝家も信盛と同様に畿内近国を移動しており、このことから単独で京都の行政に携わるのは表II 29・38と極めて少なかった。一方、元亀三年に山城郊外の伯氏を与力に組み入れているなどしており(表II 91)、木下等と比較すると軍政に関わることが多かったといえる。

また、可成と政尚は表I 15で信盛・勝家や野間等を加えた総勢八人で摂津において連署状を発給している。なお、可成と政尚は表I 3で尾張時代より連署で違乱停止を行っており、この連署制の萌芽を確認することができる。可成と政尚も他の部将と同様に近江の前線へ配置され、可成は元亀元年九月二十日に、政尚は同年十一月二十六日に近江浅井氏・越前朝倉氏との抗争において近江で戦没している。この連

署者は、河内・摂津・大和・近江に多数出陣していることから、殊に軍事的な性格が強かったといえる。

以上、ここでは柴田勝家等の連署者について検討してきた。彼らは文書の宛所が主に河内・摂津・近江などであることから、京都の周辺地域で活動していたと考えられる。連署については永禄十二年四月一日で終わり(表I 17)、その十五日後の四月十六日に木下等が連署によって政治的活動を行っていることから(表I 19)、谷口克広氏が注(8)著書で指摘された通りこれを境にして京都支配の担当が入れ替わったといえる。内容としても軍事に関わることが多いことから、部将としての性格が強いといえる。この多くが近江に所領を与えられていることが、近江の分封体制について検討された谷口氏によって明らかにされている。この近江への部将の分封は、畿内周辺でのこれまでの戦功を信長に褒されたためといえるが、それは同時に近江浅井氏・越前朝倉氏への備えのために敵対勢力の前線へ配置することを意図して行われたと考えられる。

四、それ以外の織田家奉行人

ここでは、木下等・柴田等以外の奉行人について検討する。表I・II中で複数活動が確認できるのは松井友閑(表II 86・87)・武井夕庵(表I 22・33・38・40・50、表II 27・57・82)・楠正虎(表II 50・52)・大津長治(表I 20、表II 14・34)などである。ここでの特徴としては、夕庵・正虎は信長の右筆であり、友閑や大津長治・落合長貞(表I 28・29)・中村良政(表II 39)などはいずれも信長の側近であることである(注(8)谷口氏著書)。そのため、彼らは信長の直接の命

を現地の奉行に伝達する役割を担っていたと考えられる。これについては、次の史料によって確認することができる。

〔史料1〕『清和院文書』『大日史』第十編之二、永禄十二年四月是月条(四七二頁)

猶々、清和院へ一円二可致納所候、為案内如此候、

清和院領之儀、自当年一円二、清和院江可有知行旨、堅村井(貞勝)被仰付候条、得其意、於他納者、可為二重成候、恐々謹言、

中村隼人佐

十月十七日

良政(花押)

富坂庄

名主百姓中

ここで信長側近とされる中村良政は、信長が清和院の寺領を安堵したことを受けて在地に対して清和院への年貢進納を通達し、現地の奉行人の貞勝へも伝達していることが確認できる。これによって貞勝からも領主に対して寺領安堵と在地に年貢進納の指示が出されたと考えられることから、所領安堵はこのように信長から側近を介して現地の奉行へ通達されたことが分かる。ちなみに、良政と表I 28・29の落合長貞はこの後に貞勝の下代となり、京都に在住して政治に関与するようになる(拙稿c)。ここでの特徴的なこととしては、彼らは継続した政治的な活動は確認できず文書も単発的な発給であることから、一時的な政治への関与であることが挙げられる。いずれも信長の近臣だったことから、信長の直接の命を伝達する役割だったと考えられる。しかし、これらに比して嶋田秀満はもっとも多く政治的活動が確認できることから、京都に在駐していたと考えられる。秀満は天文年間

から佐久間信盛・村井貞勝と連署によって札銭に関する争論裁許に関わっていることから(表I-1)、早くから奉行として活動していることが確認できる。『原本信長記』(巻一)によると、義昭の上洛に際して貞勝と共に迎えに行っており、貞勝とはその後も表I 46・51で連署状を発給しているから共同で活動することが多かつたといえる。

小括

これまで永禄・元亀期における織田家奉行人について考察してきた。上洛当初は柴田等が連署状を発給していたが、永禄十二年の四月半ばを境として木下等と担当が入れ替わっている様子が確認できる。主担当は木下秀吉等の連署者で、柴田勝家等は軍事活動の性格が強く河内・摂津・和泉・近江など京都周辺での活動が確認できる。これは、先述の通り『多聞院日記』等の記録から軍率部将としての性格を確認することができるが、幕府滅亡後の天正二年に比定される次の史料によっても確認することができる。

〔史料2〕「柳生文書」『信文』補一四三号(表II 108)

先度者、於多聞様林承候、然者^(通長)十市方へ御入魂由尤候、弥無御油断、諸事御馳走肝要候、随而殿様御用之儀候て、御下向之儀、応而可為御上洛候、我等為番手被残置候、殿様御上洛次、其表へ可打越候間、万御才覚可為本望候、恐々謹言、

柴田修理亮

五月十六日

柳生但馬守殿^(家次)

柳生新二郎殿^(盛勝)

勝家(花押)

御宿所

この史料から、信長は帰国する際に柴田を備えの「番手」として「残置」していることが確認できる。このように、基本的には織田家奉行人は軍率の部将として京都に「残置」かれたといえる。しかし織田政権側へ所領安堵や相論裁許などの案件が持ち込まれたことによつて、部将達は奉行として政治的活動を行うようになったと考えられる。この部将等は渉外担当は木下等部将が行い、嶋田・村井等の吏僚は発給文書が少ないことから普段は事務方を担当していたと考えられ、役割分担されていたと考えられる。

特徴的なこととしては、秀吉は東寺(表II 24・25・53)・広隆寺(表II 22・64)、長秀は賀茂社(表II 69・70)、友閑は大徳寺(表II 86・87)、夕庵は曇華院(表I 33・38・40、表II 57)と、ある程度奉行によつて寺社の担当が分かれている様子が窺われる。これは「拙者執次」によるためであり、信長から担当を命じられたためと考えられる。

〔史料3〕山城誓願寺宛丹羽長秀副状(誓願寺文書)『信文』一五七号、表II 18)

京都誓願寺朱印之儀、信長ニ申聞、則進之置候、御執次之事候之間、尚以向後不可存疎略候、可得芳意候、恐々謹言、

永禄十式

丹羽五郎左衛門尉

三月三日

長秀(花押)

誓願寺

泰翁上人

御同宿中

信長は誓願寺に同日付けて朱印状によつて寺領を安堵している(誓

願寺」『信文』一五七号)。史料3は、その副状となる長秀の書状である。ここでは「信長二申聞」とあることから、長秀は誓願寺からの寺領安堵の求めに応じて信長に取り次ぎ、それによって信長から安堵の朱印状が発給された。ここで「御執次之奉候之間、尚以向後不可存疎略候」とあることから、長秀は信長から以後の誓願寺との取次役を命じられていることが確認できる。このように取次役がある程度固定化している点については、個人的な人脈を伝したり、すでに拙稿^cで明らかにしたように案件をより有利な条件で解決するために有力で影響力のある人物を選択したりと在地側に選択権があったと思われるが、一因としてはそれらを端緒としてこのように信長から任命されたためであったといえる。

しかし、これも厳密に固定化されているわけではなく、連署する際にもばらつきがあるのは信長が配置を転換したためであり、秀吉等は近江へ、信盛等は河内や和泉へ情勢に応じて適宜前線へ部将を配したためと考えられる。普段は事務的なことを担当していたと考えられる吏僚は、部将が前線へ転出した際に奉行として諸々の案件を処理したと考えられる。信長は前線へ部将を配置する際には、嶋田や村井の現地に駐留している吏僚に政治を担わせて、武井や大津などの信長側近を京都に派遣していたといえる。

第三章 天正期以降の織田家奉行

天正期以降は、天正元年七月に村井貞勝が「京都所司代」に任じられたとされ、貞勝が中心的に政治的な役割を担ったと考えられてきた。

久野雅司・織田政権の京都支配における奉行人についての基礎的考察

貞勝は天文期より奉行としての活動が確認でき(表I-1)、永禄十一年の上洛戦の後に京都に残し置かれた五人のうちの一人である。しかし貞勝の発給文書はほとんどなく渉外担当は部将が行っていたことから、それまでは御所修理をするなどしており、表だった政治的な活動はあまり確認できない。貞勝が京都支配に関与するようになるのは、部将が近江などへ配置されるようになってからの元龜三年以降だったといえる(表I-46・51)。貞勝はこの間も京都に駐留していたことから事務的な活動をしていたと考えられ、部将が前線へ配置され次第に京都から離れるようになってから京都専任の奉行に任じられたと考えられる(拙稿b)。

天正元年七月以降についても、貞勝は明智光秀と連署していることから、実際には二人体制による共同統治だった(表I-57-61)。貞勝については注(2)の拙稿で検討済みなので、ここでは光秀について検討しておきたい。光秀については、注(1)文献の高柳光寿氏・木下昌規氏・早島大祐氏・谷口研語氏によって検討されている。光秀はもともと義昭の家臣だったことから、信長と両属的な関係にあったことが指摘されている。永禄十三年正月二十三日「五ヶ条の条書」において日乗上人と宛所となっていることから(表II-45)、義昭と信長の仲介を担う役割があったと考えられる。しかし、次の史料4・5の事例から、実際には義昭との繋がりが強かった様子が確認できる。

〔史料4〕「阿弥陀寺文書」(『大日史』②四五六頁、永禄十二年四月二十五日条)

阿弥陀寺敷地指図并方々寄進分、以御下知仰付由、尤候、弥御建立肝用、相応之儀、不可有疎意候、恐々謹言、

永禄十二

明智十兵衛尉

六月廿一日

光秀(花押)

清玉上人御同宿中

阿弥陀寺の清玉上人は、同年四月二十五日付けで諏訪晴長と松田頼

隆による幕府奉行人連署奉書によって敷地を安堵されている(「阿弥

陀寺文書」『大日史』②四五五頁)。光秀は、これに基づいて(史料4)

で「御下知」を承けて敷地を安堵している。この「御下知」は晴長・

頼隆の連署奉書を指していることから、幕府の決定に基づいて安堵状

を発給していることが確認できる。ここでは織田政権側の関与は認め

られない。光秀は元亀元年四月十日に東寺の八幡宮領下久世荘を押妨

したが、この時に「彼庄一職為上意被仰付由被申」(「東寺百合文書」『大

日史』④二六〇頁)とあることから、光秀は幕府から一円知行によつ

て久世荘一帯を宛行われたとして領有権を主張する。しかし東寺はこ

れを光秀の違乱として、幕府奉行人の松田秀雄と飯尾昭連に訴え出て

いる。さらに光秀は元亀二年十二月十日に三門跡領を延暦寺領と称し

て押領しており、朝廷から幕府へ女房奉書が発給されて違乱停止を求

められている(「言継卿記」)。光秀はこれらを義昭から叱責されたよ

うであり、詫びを義昭側近の曾我助乗に宛てた書状で陳べ、義昭への

取り成しを依頼している。

〔史料5〕「神田孝平氏所蔵文書」(『大日史』⑦一九六頁、元亀二年

十二月二十日条)

見くる(書)しく候て憚入存候、御志計候、

昨今ハ懸御目、快然此事候、就其我等進退之儀、御暇申上候処、種々

御懇志之儀共、過分忝存候、と二かく二ゆくす(宛)本へ難成身上之事候

間、直二御暇を被下、かしら(題)をもこそげ候様ニ、御取成頼入存候、
次此(書)くら、作にて候由候て、可然(方)かたより給置候間、進入候、御
乗習二御用ニたてられ候ハ、畏入存候、かしく、

明十兵

光秀

曾兵六人々御中

これによると、光秀は義昭に「かしらをもこそげ」薙髪する覚悟で

詫びを申し入れている。ここで光秀は助乗に取り次ぎ料として鞍を送

り、さらに表II 76で「公儀御取成以下頼入候」の「為合力」として下

京壺底分の地子銭を「両季ニ貳拾壹貫貳百文」進上している。以上の

事例を勘案すると、光秀は実際には義昭との主従関係が強かったとい

える。また、元亀二年七月に曇華院領の山城国大住荘において幕臣の

一色藤長が給人を付けて違乱したこと、信長から光秀と義昭側近

の上野秀政に宛てて義昭へ違乱停止を奏上するように書状が送られて

いる(「曇華院文書」『信文』二八九号)ことから、光秀は幕臣とし

て活動している様子を確認することができる。天正元年二月に義昭が

信長に対して蜂起したことによって七月に幕府が滅亡してからは、幕

府の政所執事だった伊勢氏などが光秀に配属されており、本能寺の変

の後に秀吉との間で戦われた山崎の合戦では、彼らは光秀軍として出

軍していることが注(1)の染谷氏によって明らかにされている。こ

のような光秀の地位を、高柳氏は「近畿管領」と称している。

この貞勝と光秀は拙稿aで指摘した通り当該期においては「両代官」

と称されており、光秀が丹波計略によって京都から離れるようになる

天正三年まで共同で政治が行われていた(表I 61)。なお、天正二年

五月には原田直政が山城守護に任じられたとされ、以後山城支配に関わるようになる。管轄領域としては、貞勝の発給文書が上京・下京の洛中に分布しており（拙稿b）、直政は表I 62～65で大和にまで及んでいたことが確認できることから、洛外から山城南部・大和に至る地域だったと考えられる。

おわりに

以上、小稿では織田政権の領国支配構造解明の一端として、京都における織田家奉行人について基礎的な考察を行った。信長は本拠地の美濃へ帰国する際に五人の家臣を駐留させたことから、信長が直接支配するのではなく奉行人による間接的な統治による支配が行われた。信長は美濃から側近を介して現地の奉行人に指示を伝達するが、信長の基本方針としては「京之事、存間敷」とあることから、京都を含めた「天下」の支配は再興された幕府が行うことを意図していたと考えられる。当初の京都に駐留された織田家家臣は、五千の兵力を率いて將軍義昭を警固する軍率の部将としての性格だったと考えられる。しかし、上洛早々から織田政権側に所領安堵や相論裁許の案件が提訴されたために奉行としてこれらに対処するようになったといえる。京都に「残置」かれた家臣には、残留した織田軍を統率する部将と、事務方の諸事を担当する吏僚とに役割が分かれていたと考えられる。このうち軍率部将が数多く文書を発給していることから、涉外担当を行っていた。彼らは時に連署によって共同で案件を処理していた。この軍率部将が近江や畿内の各地の前線に配置されて京都から離れると、現

地の吏僚と信長から派遣された側近・右筆などが案件の処理を行っていた。なお、小稿は支配の変遷の概要を示した基礎的な考察である。織田家奉行人の政治的な役割については、稿をあらためて論じることとする。

注

- (1) 織田政権の京都支配の展開については、『京都の歴史』第四卷「桃山の開花」（高尾一彦氏・朝尾直弘氏執筆。京都市・学芸書林、一九六九年）や今谷明『言継卿記』（そしえて、一九八〇年）に述べられている。京都支配については、神田千里「織田政権の支配の論理に関する一考察」（『東洋大学文学部紀要』第五五集「史学科編」第二七号、二〇〇二年）、上洛当初からの室町幕府の幕臣との関係について研究した柴谷光広「織田政権と足利義昭の奉公衆・奉行衆との関係について」（『国史学』第一一〇・一一一合併号、一九八〇年）、木下秀吉については柴谷光広「木下秀吉の文書についての補説」（『日本歴史』第三〇〇号、一九七三年）、同『秀吉の手紙を読む』（吉川弘文館、二〇一三年。初版は一九九六年）、白井進「幕府存在期の信長の京都支配における木下秀吉の立場」（『史叢』第五〇号、一九九三年）、明智光秀については高柳光寿「明智光秀」（吉川弘文館、一九五八年）、立花京子「明智光秀花押の経年変化と光秀文書の年次比定」（『古文书研究』第四六号、一九九七年）、谷口研語「明智光秀」（『洋泉社歴史新書』二〇一四年）、信長の畿内支配について光秀を中心として論じた早島大祐「織田信長の畿内支配」（『日本史研究』第五六五号、二〇〇九年）、幕臣と光秀との関係を中心に論じた木下昌規「織田権力の京都支配」（『戦国史研究会編「織田権力の領域支配」岩田書院、二〇一二年）等がある。織田家奉行人については、竹本千鶴「織田政権の奉行人と京都支配」（『書状研究』第一五号、二〇〇一年）、同「松井友閑論」（『国史学』第一七一号、一九九九年）等がある。
- (2) 拙稿a「織田政権の京都支配」（『白山史学』第三三号、一九九七年）、b「村井貞勝発給文書の基礎的考察」（『東洋大学文学部紀要』第五五集「史

- 学科編」第二七号、二〇〇一年)・c 「織田政権の在地支配」(『白山史学』第四四号、二〇〇八年)、松下浩「天下所司代」村井貞勝の京都支配」(『滋賀県教育委員会研究紀要』第二号、一九九四年)、村磯良美「織田政権の京都経営」(『日本女子大学大学院文学研究紀要』第一〇号、二〇〇三年)、谷口克広「信長の天下所司代」(中公新書、二〇〇九年)等がある。
- (3) 信長の事績が記された『原本信長記』(福武書店、影印本、一九七五年)に、室町幕府を滅亡させた後の天正元年七月二十一日条に「天下所司代、村井長門守(貞勝)被仰付、致在洛諸色被仰付」とあることから、貞勝が所司代に任じられたと理解されている。筆者は、拙稿a・bにおいて当該期には明智光秀と史料上「京都両代官」と称されており、史料の残存状況やその性格、職掌付与の点から修正する必要性があることを指摘した。
- (4) 奥野高広「増訂織田信長文書の研究」吉川弘文館、一九八八年。以下、同書よりの引用は「信文」と略記し、文書番号を付す。
- (5) 『大日本史料』第十編、東京大学史料編纂所、東京大学出版会。以下、同書よりの引用は「大日史」と記して、「第十編之一、〇〇頁」は「大日史」①〇〇と略記する。
- (6) 表I・IIは、主として「信文」「大日史」を基に作成した表である。
- (7) 信長発給文書と右筆に関しては、『信長文書の世界』(安土城考古博物館、二〇〇〇年)に詳しい。
- (8) 朝山日乗については、荻野三七彦「日乗の花押など」(『日本歴史』第五一六号、一九九一年)・同「怪僧日乗について」(『日本歴史』第五二八号、一九九二年)、谷口克広「織田信長家臣人名辞典」第二版(吉川弘文館、二〇一〇年)に詳しい。
- (9) 『言継卿記』永祿十二年七月六日条には「日乗上人、自濃州上洛、木屋へ罷向、於勢州千石知行、馬鞍、轡、天目ヨウヘン、刀、同脇指各ノケツケ、織田弾正忠信長出之云々」とあることから、信長から伊勢国内において所領を宛行われていることが確認できる。『言継卿記』は、続群書類従完成会刊の刊本による。
- (10) これについては、注(8)谷口氏「人名辞典」ですでに指摘されている。
- (11) 『多聞院日記』臨川書店刊の刊本による。
- (12) 「天下」については、高木庸太郎氏が「京都を中心とするある種の伝統的な秩序構造を内包した『社会領域』」であることを指摘した(『織田政権期における「天下」について』(『院生論集』(名古屋大学大学院)第九号、一九八〇年)。さらに神田千里氏によってより具体的に検討が加えられ(注1)論文において、①将軍が体現し維持すべき秩序、②京都、③「国」を管轄する大名の領域ではない、京都・畿内など「国」と棲み分けられた領域、④広く注目を集め「輿論」を形成する公的な場であり、将軍が管掌する領域であったことを明らかにしている。また、近著においては、領域的には京都を含めた畿内周辺を指し、将軍が管掌する領域であることが明らかにされている(『織田信長』ちくま新書、二〇一四年)。これによって信長の「天下統一」概念は大きく見直されることになり、神田氏は信長が標榜した「天下布武」は「畿内平定」であることを指摘した。
- (13) 信長は元亀元年五月に佐久間信盛を近江野洲郡永原城の城将とし、宇佐山に森可成、長光寺に柴田勝家、安土に中川重政を配置した。この近江支配体制については、谷口克広「元亀年間における信長の近江支配体制について」(『日本歴史』第四七二号、一九八七年)に詳論されている。
- 〔付記〕 小稿成稿後、名古屋市博物館編『豊臣秀吉文書集』第一卷(吉川弘文館、二〇一五年)が刊行された。併せて参照願いたい。

表I. 織田家奉行人連署状目録

番号	年月日	文書名	内容	発給者	宛所	脇付	書止文言	出典	備考…その他	所在
1	(天文年間) 七月二十五日	尾張熟田社惣檢校等宛佐久間信盛等連署状	札銭争論 指示	佐久間半羽介信盛(花押)・赤川三郎右衛門尉景広(花押)・村井吉兵衛貞勝(花押)・嶋田所助秀順(花押)	祝言師殿・千秋殿・惣檢校殿	人々御中	恐々謹言	〔田島氏〕 〔信文〕一〇号参考)		尾張
2	(永禄八年) 七月十五日	尾張寂光院宛柴田勝家等連署状写	寺領安堵	丹羽五郎左衛門尉長秀判・佐々一兵衛尉主知判・柴田修理進勝家判・森三左衛門尉可成(花押)・坂井右近尉政尚(花押)	寂光院	御同宿中	恐惶謹言	〔寂光院〕 〔愛知県史(四三二)号〕 〔武芸八幡宮〕 〔信文〕七六号参考)	信長の禁制あり 〔信文〕七六号)	尾張
3	(永禄十年) 十月三日	美濃武芸八幡宮宛坂井政尚・森可成連署状	違乱停止	木下藤吉郎秀吉(花押)・丹羽五郎左衛門・嶋田所助秀順(花押)・村井民部丞・明院	武芸八幡寺御坊中		恐惶謹言	〔兼松〕〔信文〕五九号)		美濃
4	(永禄十一年) 六月十日	尾張佐々平太・兼松正吉宛明院良政等連署状案	所領宛行	志水悪兵衛尉長次(花押)・奥村平六左衛門尉秀正(花押)・跡辺兵左衛門尉秀次(花押)・織田修理亮吉清(花押)	佐々平太殿・兼松又四郎殿	まいる人々 御中	申候	〔法隆寺〕 〔信文〕一〇三三号)		尾張
5	(永禄十一年) 十月六日	大和法隆寺寺家宛奉行人連署状	矢銭賦課	柴田修理亮(勝家)・坂井右近將監(政尚)・森三左衛門尉(可成)・蜂屋兵庫頭(頼隆)	法隆寺寺家	御中	恐々謹言	〔法隆寺〕 〔信文〕一〇三三号)		大和
6	永禄十一年 十月十二日	柴田勝家等連署禁制写	禁制	細川兵部大輔藤孝(花押)・明院良政(花押)	(欠)		仍如件	〔武家事紀〕 〔信文〕一〇五号)		不明
7	(永禄十一年) 十月十二日	山城伏見荘内名主百姓中宛明院良政・細川藤孝連署奉書	年貢進納 指示	木下藤吉郎秀吉(花押)・明院良政(花押)	所々名主百姓中		仍状如件	〔天龍寺周悦〕 〔信文〕補六〇号)		山城
8	永禄十一年 十月十八日	山城妙心寺宛明院良政・木下秀吉連署状	寺領安堵	柴田修理亮勝家(花押)・森三左衛門尉可成(花押)・坂井右近尉政尚・蜂屋兵庫助頼隆(花押)	大心院侍衣門下		仍如件	〔妙心寺大心院〕 〔信文〕補一八号)	〔信長被申付候〕	山城
9	(永禄十一年) 十一月五日	山城伏見荘内名主百姓中宛蜂屋頼隆等連署状	年貢進納 指示	丹羽五郎左衛門尉長秀(花押)・丹羽五郎左衛門尉長秀(花押)・村井民部少輔貞勝(花押)	所々名主百姓中		謹言	〔天龍寺周悦〕 〔信文〕補六二号)		山城
10	永禄十一年 十一月二十四日	近江長命寺惣坊中宛丹羽近江沖島地下人中宛丹羽長秀・村井貞勝連署状	寺領安堵 年貢進納 指示	丹羽五郎左衛門尉長秀(花押)・村井民部少輔貞勝(花押)	長命寺惣坊中		恐々謹言	〔長命寺〕 〔信文〕一三二一号)		近江
11	(永禄十一年) 十一月二十四日	近江沖島地下人中宛丹羽長秀・村井貞勝連署状	年貢進納 指示	木下藤吉郎秀吉(花押)・中川八郎右衛門尉重政(花押)・好齋一用(花押)・和田伊賀守惟政(花押)	沖嶋地下人中		恐々謹言	〔堅田村旧郷土共有〕 〔信文〕一三三三号)		近江
12	(永禄十一年) 十二月十六日	松永久秀宛木下秀吉等連署副状	相論裁許	松永彈正少弼殿	御宿所		恐々謹言	〔坪井鈴雄氏所蔵〕 〔信文〕一三八号)		大和
13	(永禄十二年) 正月十九日	明院良政等下代宛幕府奉行人連署状	地子銭去渡	〔撰津〕晴明(花押)・飯尾貞遙(花押)・〔松田〕頼隆(花押)	明院・村井・好齋下代中		恐々謹言	〔光源院〕〔柴谷論文〕		山城

久野雅司・織田政権の京都支配における奉行人についての基礎的考察

番号	年月日	文書名	内容	発給者	宛所	脇付	書正文言	出典	備考・その他	所在
14	(永禄十二年) 正月二十四日	柴田勝家等宛飛鳥井雅敦書状案	撰津尼崎本興寺所領取成願い	(飛鳥井) 雅敦	柴田修理亮(勝家)殿・蜂屋兵庫助(頼隆)殿・森三左衛門尉(可成)殿・坂井右近尉(政尚)殿		恐々謹言	〔本興寺〕 〔信文〕一四六号	信長朱印状あり 〔信文〕一四五号	撰津
15	(永禄十二年) 二月一日	河内金剛寺沙汰所宛結城忠正等連署状写	敵預物成敗・兵糧米賦課	佐久間右衛門尉信盛・坂井右近尉政尚・森三左衛門尉可成・野間左兵衛尉長前・蜂屋兵庫助頼隆・柴田修理亮勝家・竹内下総守秀勝・結城山城守中心正	天野山沙汰所	御中	恐々謹言	〔南行雜録〕 〔信文〕補四四号		河内
16	(永禄十二年) 三月二日	撰津多田院宛佐久間信盛等連署状	御用脚免除	佐久間右衛門尉信盛(花押)・坂井右近尉政尚(花押)・森三左衛門尉可成(花押)・野間左兵衛尉長前(花押)・蜂屋兵庫助頼隆(花押)・柴田修理亮勝家(花押)・竹内下総守秀勝(花押)・進齋忠正(花押)・和田伊賀守惟政(花押)	多田院	役者御中	恐々頓首	〔多田院〕 〔信文〕一五四号		撰津
17	(永禄十二年) 四月一日	和泉堺西莊惣中宛佐久間信盛等連署状	御用脚催促	柴田修理亮勝家(花押)・坂井右近尉政尚(花押)・森三左衛門尉可成(花押)・蜂屋兵庫助頼隆(花押)・佐久間右衛門尉信盛(花押)	堺向庄惣中		恐々頓首	〔岡本良一氏所蔵〕 〔信文〕補一八号		和泉
18	(永禄十二年) 四月十四日	山城賀茂莊中宛明智光秀・木下秀吉連署状	年貢運上・軍役賦課	木下藤吉郎秀吉(花押)・明智十兵衛尉光秀(花押)	賀茂庄中		恐々謹言	〔賀茂郷〕 〔信文〕一八九号	秀吉文書あり	山城
19	(永禄十二年) 四月十六日	立入宗継宛明智光秀等連署状	相論裁許	木下藤吉郎秀吉(花押)・丹羽五郎左衛門尉長秀(花押)・中川八郎右衛門尉重政(花押)・明智十兵衛尉光秀(花押)	立入左京亮(宗継)殿		恐々謹言	〔立入〕 〔信文〕一六五号		山城
20	(永禄十二年) 四月十六日	一色藤長宛塙正勝・大津長治連署状	非分申懸禁止	大津伝十郎長治(花押)・塙九郎左衛門尉正勝(花押)	一色式部少輔(藤長)殿	まいる人々御中	恐々謹言	〔天龍寺周悦〕 〔信文〕補六六号		山城
21	(永禄十二年) 四月十八日	丹波宇津頼重宛明智光秀等連署状	相論裁許	丹羽五郎左衛門尉長秀(花押)・木下藤吉郎(花押)・中川八郎左〔右〕衛門(花押)・明智十兵衛尉(花押)	宇津右近大夫(頼重)殿	御宿所	恐々謹言	〔立入〕 〔信文〕一六六号		丹波
22	(永禄十二年) 七月八日	山城広隆寺宛毛利良勝等連署状	寺領安堵	(武井) 夕庵爾云(花押)・毛利清十郎長良(花押)・毛利新介良勝(花押)	大秦広隆寺惣中		恐々敬白	〔広隆寺〕 〔信文〕一八七号		山城
23	永禄十二年 八月十一日	山城本願寺宛丹羽長秀・中川重政連署状	違乱停止	丹羽五郎左衛門尉長秀(花押)・中川八郎右衛門尉重政(花押)	本願寺	学童中	恐々謹言	〔本願寺〕 〔信文〕補七四号	柴田勝家書状あり	山城
24	(永禄十二年) 十月九日	山城阿弥陀寺宛木下秀吉等連署状	寄宿免除	細川兵部大輔藤孝(花押)・明院良政(花押)・木下藤吉郎秀吉(花押)	芝薬師阿弥陀寺		恐々謹言	〔阿弥陀寺〕 〔大日史〕③三〇一頁		山城

番号	年月日	文書名	内容	発給者	宛所	脇付	書止文言	出典	備考・その他	所在
25	(永禄十二年)十月二十日	某宛和田惟政等連署状	志賀郡へ面会連達	(森)可成(花押)・(中川)重政(花押)・(和田)惟政(花押)	(欠)		恐々謹言	〔反町〕 〔信文〕補二〇号		不明
26	(永禄十二年)十月二十六日	和泉松浦総八郎宛梶原越前守等連署状案	御進物進上	今井彦右衛門入道宗久・跡口孫一弘政・梶原越前守	松浦総八郎殿	参人々御中	恐々	〔今井宗久書札留〕 〔信文〕補二二号		和泉
27	(永禄十二年)十一月四日	山城横路分名主百姓中宛松井友閑等連署状	相論裁許	佐久間信盛(花押)・(坂井)好斎一用(花押)・(松井)徳庵友閑(花押)	横路分名主百姓中		謹言	〔退蔵院〕 〔信文〕補七六号		山城
28	(永禄十二年)十二月十七日	山城阿弥陀寺宛伊藤実元等連署状	寺領安堵	落合平兵衛丞長貞(花押)・伊藤右衛門尉実重(花押)・伊藤右近丞実元(花押)	清玉上人御坊	御同宿中	恐々謹言	〔阿弥陀寺〕 〔信文〕二〇五号	〔任御下知之旨〕 〔信長疎略有間敷儀候間〕	山城
29	(永禄十二年)十二月十八日	山城阿弥陀寺領百姓中宛伊藤実元等連署状	年貢進納指示	落合平兵衛丞長貞(花押)・伊藤右衛門尉実重(花押)・伊藤右近丞実元(花押)	百姓中		謹言	〔阿弥陀寺〕 〔信文〕補二五号	〔任御下知、信長無別儀旨候条〕	山城
30	永禄十二年十二月十八日	近江河守・林村名主百姓中宛中川重政・丹羽長秀連署状	相論裁許	中川八郎右衛門尉重政(花押)・丹羽五郎左衛門尉長秀(花押)	河守・林村名主百姓中		恐々謹言	〔橋本左右神社〕 〔信文〕二〇六号		近江
31	(永禄十三年)二月二十九日	近衛前久第門外町人中宛日乘上人等連署奉書	寄宿停止	明智十兵衛尉光秀(花押)・村井民部少輔貞勝(花押)・日乘上人朝山(花押)	近衛殿御門外同五靈図師町人中		候也	〔陽明文庫〕 〔信文〕補一五号	奥野氏は、永禄十二年に比定。明智・村井の花押型より、永禄十三年に比定。	山城
32	永禄十三年三月二十二日	山城曇華院大住莊名主百姓中宛織田家奉行人連署状写	相論裁許	木下藤吉郎秀吉在判・丹羽五郎左衛門長秀同・中川八郎右衛門重政同・明知(智)十兵衛光秀同	大住庄三ヶ村名主御百姓中		謹言	〔曇華院殿古文書〕 〔信文〕二二五号参考	信長朱印状あり 〔信文〕二二五号	山城
33	(永禄十三年)三月二十八日	山城曇華院大住莊名主百姓中宛武井夕庵・木下秀吉連署状	相論結果通達	(武井)夕庵爾云(花押)・木下藤吉郎秀吉(花押)	大住庄名主御百姓(姓)同小作中		恐々謹言	〔曇華院〕 〔信文〕二二七号	関連夕庵書状あり	山城
34	(永禄十三年)四月十六日	若狭広野孫三郎宛木下秀吉等連署状	所領安堵	木下藤吉郎秀吉(花押)・丹羽五郎右衛門尉長秀(花押)・中川八郎右衛門尉重政(花押)・明智十兵衛尉光秀(花押)	広野孫三郎殿	御宿所	恐々謹言	〔豊臣秀吉等連署状〕 〔信文〕二二二二号	〔朱印被遣候〕	若狭
35	(永禄十三年)五月七日	柴田勝家・坂井政尚宛織田信長書状案	違乱停止	(織田)信長在判	柴田修理亮(勝家)殿・坂井右近(政尚)殿		恐々謹言	〔愛宕山尾崎坊〕 〔信文〕二二七号		山城
36	(永禄十三年)六月二十一日	山城山崎惣中宛明智光秀等連署状	道路広作申付	明智十兵衛尉光秀(花押)・村井民部少輔貞勝(花押)・日乘上人朝山(花押)	山崎惣御中		恐々謹言	〔離宮八幡宮〕 〔信文〕補一九号	奥野氏は永禄十二年に比定。明智・村井の花押型より永禄十三年に比定。	山城
37	元亀元年七月六日	大和法隆寺宛村井貞勝・日乘上人連署状	修理米請け取り	村井貞勝(花押)・日乘朝山(花押)	和州法隆寺	参	如件	〔法隆寺〕 〔信文〕二二六号		大和

番号	年月日	文書名	内容	発給者	宛所	脇付	書止文言	出典	備考・その他	所在
50	(元龜三年) 九月二十日	山城天龍寺妙智院領同国 西院百姓宛木下秀吉・武 井夕庵連署状	寺領安堵 通達	(武井)夕庵爾云(花押)・木下藤 吉郎秀吉(花押)	西院之内妙智院領 百姓中		恐々謹言	〔妙智院〕 〔信文〕三三五号	〔殿様より被仰付〕	山城
49	(元龜三年) 六月二十日	大徳寺納所宛蜂須賀正勝 等連署奉書	寺領安堵	木助左(木下助左衛門尉)祐久(花 押)・千少(千福)信定(花押)・ 丹(丹羽)伝次支政(花押)・坂大(坂 井大膳)信秀(花押)・蜂彦右(蜂 須賀彦右衛門尉)正勝(花押)	大徳寺御納所		恐惶謹言	〔大徳寺〕 〔信文〕補二四八号		山城
48	(元龜三年) 四月十九日	飯川信堅等宛上野秀政等 連署披露状写	上山城形 勢報告	(細川)藤孝判・(明智)光秀判・ (三淵)藤英判・(上野)秀政判	飯川肥後守(信堅) 殿へ・曾我兵庫頭 (助兼)殿へ		恐々謹言	〔古証文〕 〔信文〕補八三号		山城
47	(元龜三年) 四月八日	山城伏見惣中宛木下秀吉 等連署状	付 船備えに	右衛門信盛(花押) (木下)藤吉郎秀吉(花押)・(丹 羽)五郎左衛門長秀(花押)・(柴 田)修理亮勝家(花押)・(佐久間) 右衛門信盛(花押)	伏見惣中		謹言	〔信文〕三一七号		山城
46	(元龜三年) 四月四日	山城北野松梅院宛村井貞 勝・嶋田秀満連署状	禁止 竹木伐採	嶋田但馬守秀満(花押)・村井民 部少輔貞勝(花押)	北野松梅院	人々御中	恐々謹言	〔北野天満宮史料〕 〔信文〕補二八号		山城
45	(元龜三年) 四月四日	河内片岡弥太郎宛柴田勝 家等連署奉書	城備えに 付	柴田修理亮勝家(花押)・佐久間 右衛門尉信盛(花押)・滝川左近 一益(花押)・明智十兵衛尉光秀(花 押)	片岡弥太郎殿	御宿所	恐々謹言	〔根岸〕 〔信文〕三一四号		河内
44	(元龜二年) 十月十五日	洛中立売組中宛明智光秀 等署状案	米賦課 公武御用	明智十兵衛尉光秀・嶋田但馬守 秀満判・塙九郎左衛門尉直政判・ 松田主計大夫秀雄判	立売組中		如件	〔京都上京〕 〔信文〕三〇三号		山城
43	(元龜二年) 九月晦日	山城中宛明智光秀等署状	米賦課 公武御用	明智十兵衛尉光秀判・嶋田但馬守 秀満判・塙九郎左衛門尉直政判・ 松田主計大夫秀雄判	(在々所々五六百 通云々)		仍如件	〔言繼卿記〕 〔大日史〕⑥九三七頁		山城
42	(元龜二年) 九月晦日	山城阿弥陀寺中宛明智光 秀等署状	米賦課 公武御用	阿弥陀寺			仍如件	〔阿弥陀寺〕 〔信文〕三〇〇号		山城
41	元龜二年 九月二十五日	近江多賀神社宛丹羽長 秀・河尻秀隆連署状	規 三ヶ条案	丹羽五郎左衛門尉長秀(花押)・ 河尻与兵衛尉秀隆(花押)	(多賀神社)		事	〔多賀神社〕 〔大日史〕⑥九二四頁		近江
40	(元龜二年) 七月二十日	副状 山城大住庄名主百姓中宛 木下秀吉・武井夕庵連署 状	違乱停止 吉郎秀吉(花押)	(武井)夕庵爾云(花押)・木下藤 吉郎秀吉(花押)	山城大住庄名主百 姓(姓)中		可申付之	〔多賀神社〕 〔信文〕二九〇号参考	信長書状あり 〔信文〕二九〇号	山城
39	(元龜二年) 四月十一日	安芸小早川隆景宛武井夕 庵・木下秀吉連署状	船対応 丹・但賊	丹羽五郎左衛門尉長秀(花押)・ 武井夕庵爾云(花押)・木下藤 吉郎秀吉(花押)	小早川左衛門佐殿	御報	恐惶謹言	〔小早川家〕 〔信文〕二七七号参考	信長書状あり 〔信文〕二七七号	安芸
38	(元龜元年カ) 九月十七日	山城曇華院大住庄名主百 姓中宛武井夕庵・三淵藤 英連署状	指示 年貢進納	(武井)夕庵爾云(花押)・三淵大 和守藤英(花押)	城州大住庄名主御 百姓(姓)中		謹言	〔曇華院〕 〔信文〕二一八号		山城

番号	年月日	文書名	内容	発給者	宛所	脇付	書止文言	出典	備考・その他	所在
51	元龜三年 十月十八日	山城壬生西五条田名主百姓中宛上野秀政等連署状	寺領安堵	上野中務大輔秀政判・嶋田但馬守秀満同・村井民部少輔貞勝同	名主百姓中		状如件	〔妙心寺〕 〔信文〕三四三三〇	〔任御下知・御朱印之旨〕	山城
52	〔元龜三年〕 霜月二日	山城大徳寺宛塙直政・木下秀吉連署状	寺領安堵 通達	塙九郎左衛門尉直政〔花押〕・木下藤吉郎秀吉〔花押〕	大徳寺	各御中	恐惶謹言	〔大徳寺〕 〔信文〕三三五五号参考	〔信長朱印兩度被遣〕	山城
53	元龜三年 十一月十日	立入宗継宛明智光秀等連署状	御借米書 上	塙九郎左衛門尉直政〔花押〕・嶋田但馬守秀満〔花押〕・明智十兵衛尉光秀〔花押〕	立入殿			〔元龜二年御借米之記〕 〔大日史〕⑦五八頁		山城
54	〔元龜三年〕 十二月六日	嶋田秀満等連署奉書写	家来申付	成田杉長重御判・木藤秀吉御判・岩弥三吉勝御判・金五郎八長近御判・塙九郎左衛門直政御判・森勝蔵可長御判・丹羽五郎左衛門長秀御判・嶋田但馬守秀満御判	〔欠〕		状如件	〔寛延旧家集〕 〔信文〕三五四号	〔任御朱印之旨〕	不明
55	元龜四年 四月二十七日	一色藤長等宛林通勝等連署起請文前書案	講和締結	林佐渡守〔通勝〕・佐久間右衛門尉〔信盛〕・柴田修理亮〔勝家〕・濃州三人衆・滝川左近〔一益〕	一色式部少輔〔藤長〕殿・上野中務大輔〔秀政〕殿・一色駿河守〔昭秀〕殿・曾我兵庫頭〔祐乘〕殿・松田豊前守〔頼隆〕殿・飯尾右馬助〔貞連〕殿・池田清貧齋〔一狐〕		令違背者	〔和簡礼経〕 〔信文〕三七一号		山城
56	天正元年 八月二十八日	越前織田劍神社宛明智光秀等連署状	社領安堵	明智十兵衛尉光秀〔花押〕・羽柴藤吉郎秀吉〔花押〕・滝川左近一益〔花押〕	寺家中		仍状如件	〔辻川家〕 〔信文〕補一三七号		越前
57	天正元年 十二月十六日	山城天龍寺宛明智光秀・村井貞勝連署状	寺領安堵	村井民部少輔貞勝〔花押〕・明智十兵衛尉光秀〔花押〕	策彦東堂様	侍衣閣下	恐惶謹言	〔妙智院〕 〔信文〕三三六号		山城
58	天正元年 十二月十六日	山城西院内安弘名小作宛明智光秀・村井貞勝連署状	年貢進納 指示	村井貞勝〔花押〕・明智光秀〔花押〕	西院之内当知小作中		謹言	〔妙智院〕 〔信文〕三三七号		山城
59	〔天正二年〕 三月二十八日	山城法金剛院宛村井貞勝・明智光秀連署状	所領安堵	村井民部少輔貞勝〔花押〕・明智十兵衛光秀〔花押〕	法金剛院侍者	御中	恐々謹言	〔法金剛院〕 〔信文〕補十六号	奥野氏は永禄十二年に比定。明智・村井の花押型より天正二年に比定。	山城
60	天正二年 十二月二十一日	山城賀茂惣中宛村井貞勝・明智光秀連署状	所領安堵	明智光秀〔花押〕・村井貞勝〔花押〕	当所惣御中		状如件	〔賀茂別雷神社〕 〔信文〕四九二号		山城
61	天正三年 二月十三日	山城清涼寺宛禁制	禁制	村井民部少輔貞勝〔花押〕・明智十兵衛光秀〔花押〕	清涼寺		仍如件	〔清涼寺〕 〔信文〕四九七号		山城
62	〔天正三年〕 七月七日	山城壬生官務宛原田直政等連署状	所領安堵	原田備中守直政〔花押〕・村井長門守貞勝〔花押〕・惟任光秀〔花押〕	壬生官務殿		恐々謹言	〔宮内庁書陵部〕 〔信文〕補一五四号		山城

番号	年月日	文書名	内容	発給者	宛所	脇付	書止文言	出典	備考・その他	所在
63	(天正三年)十一月二日	大和春日社宛宛原田直政等連署状写	社領安堵	原田備中守直政・村井長門守貞勝・(松井)宮内卿法印友閑	春日社家	御中	恐々謹言	〔春日社家日記〕 〔古文書研究〕五四号		大和
64	(天正三年)十一月十三日	大和沢等宛原田直政等連署状写	違乱停止	原田備中守直政判・村井長門守貞勝・(松井)宮内卿法印友閑	沢殿・秋山殿・芳野殿	御同宿中	恐々謹言	〔春日社家日記〕 〔古文書研究〕五四号		大和
65	(天正三年)十一月十三日	大和神主等宛原田直政等連署状写	社領安堵	原田備中守直政判・村井長門守貞勝判・(松井)宮内卿法印友閑判	正預殿・神主殿・若宮神主殿		恐々謹言	〔春日社家日記〕 〔古文書研究〕五四号		大和
66	(年未詳)正月十一日	尾張丹福寺宛丹羽長秀・嶋田秀順連署状	年始返礼	(嶋田)秀順(花押)・(丹羽)長秀(花押)	(欠)・笠覆寺カ)		恐惶謹言	〔笠覆寺〕(愛知県史)⑪一五七〇号		尾張
67	(年未詳)四月二日	山城天龍寺宛細川藤孝・明智光秀連署状	寺領安堵	明智十兵衛尉光秀(花押)・細川兵部大輔藤孝(花押)	天龍寺御役者中		恐々謹言	〔天龍寺〕(信文)補八五号		山城
68	(年未詳)五月十四日	山城天龍寺妙智院策彦周良宛明智光秀等連署状	争論裁許	(武井)夕庵爾云(花押)・村井民部丞貞勝(花押)・明智十兵衛尉光秀(花押)	妙智院衣鉢侍者(策彦周良)禪師		恐惶敬白	〔天龍寺〕(信文)補七三三号	奥野氏は永禄十二年に比定。明智・村井の花押型は天正元年か二年。	山城
69	(年未詳)五月二十三日	山城賀茂社中宛村井貞勝・明智光秀連署状	結鎖銭代請取	明智十兵衛尉光秀(花押)・村井民部少輔貞勝(花押)	賀茂社中		恐々謹言	〔賀茂別雷神社〕(信文)一〇八九号	〔史料纂集〕は天正三年に比定。村井の花押型から天正元年か二年。	山城
70	(年未詳)七月十五日	尾張寂光院同宿中宛柴田勝家等連署状写	寺領安堵	丹羽五郎左衛門尉長秀判・佐々一兵衛主知判・柴田修理進勝家判	寂光院	御同宿中	恐々謹言	〔尾張徇行記〕(信文)補二号		尾張
71	(年未詳)七月二十五日	尾張笠覆寺宛林秀貞・平手長政連署状	相論裁定延期	平手孫右衛門長政(花押)・林佐渡守秀貞(花押)	笠寺	衆徒中	恐々謹言	〔笠覆寺〕(愛知県史)⑪一六一五号	奥野氏は永禄十一年に比定。〔史料纂集〕は天正三年に比定。村井の花押型から天正元年か二年。	尾張
72	(年未詳)十一月十四日	山城上賀茂惣中宛村井貞勝・明智光秀連署状写	社領安堵	明智光秀在判・村井貞勝同	上賀茂惣御中		恐々謹言	〔吉田(信文)補一三三号)		山城
73	(年未詳)十一月二十三日	山城木津春松宛坂井政尚・木下秀吉連署奉書写	違乱停止	木下藤吉郎秀吉判・酒〔坂〕井右近尉政重〔尚〕判	木津春松殿	御宿所	恐々謹言	〔武家事紀〕(信文)一〇九号		山城
74	(年未詳)十一月二十八日	坂井政尚等連署状写	諸役免除	(金森)五郎八直(花押)・(森)三左衛門尉可成(花押)・(坂井)右近尉政尚	(欠)・長谷川三郎兵衛カ)		者也	〔長谷川五郎氏所蔵〕(信文)補五五号		美濃カ
75	(年未詳)十二月一日	大和西京惣中宛万見重元等連署状	餅上納	福平左(福富平左衛門)秀勝(花押)・堀久太郎秀政(花押)・万(万見)仙代重元(花押)	南都西京惣中		恐々謹言	〔薬師寺〕(信文)一一一〇号		大和
76	(年未詳)十二月一日	近江長命寺宛柴田勝家・坂井政尚連署状	諸役免除	坂井右近尉政尚(花押)・柴田修理亮勝家(花押)	長命寺		恐惶敬白	〔長命寺〕(信文)補二四号		近江

表Ⅱ. 織田家奉行人单独発給文書目録

番号	年月日	文書名	内容	発給者	宛所	脇付	書止文言	出典	その他	国名
1	(永禄三年) 六月十日	尾張福井勘右衛門尉宛佐久間信盛書状写	桶狭間戦勝報告	(佐久間) 信盛書判	福井勘右衛門尉殿	まいる御返	恐々謹言	〔古文書集〕 〔愛知県史〕⑪一五〇号		尾張
2	永禄三年 十月二十四日	尾張福井弥七郎宛佐久間信盛判物写	所領宛行	佐久間半羽介信盛御書判	福井弥七郎殿	御宿所	仍如件	〔古文書集〕 〔愛知県史〕⑪四二二号		尾張
3	永禄五年 十月九日	尾張赤川弥十郎他宛佐久間信盛判物	所領宛行	(佐久間) 信盛(花押)	赤川弥十郎殿・長田弥左衛門殿	御寺僧まい	仍如件	〔熱田浅井家〕 〔愛知県史〕⑪二四七号		尾張
4	永禄六年 閏十二月九日	尾張笠寺丹羽長秀判物	修理田安	丹羽五郎左衛門尉長秀(花押)	笠寺	る	仍如件	〔笠覆寺〕 〔愛知県史〕⑪三二二号		尾張
5	永禄七年 十二月二十七日	尾張笠寺宛丹羽長秀書状	修理田安	丹羽五郎左衛門尉長秀(花押)	笠寺御坊中	まいる	恐々謹言	〔笠覆寺〕 〔愛知県史〕⑪四〇四号		尾張
6	永禄八年 十一月二日	美濃坪内利定他宛木下秀吉判物写	所領宛行	木下藤吉郎秀吉(花押影)	坪内喜太郎(利定)殿		候	〔坪内〕 〔愛知県史〕⑪四五二号		美濃
7	(永禄十一年) 八月二十六日	大和柳生宗厳宛佐久間信盛副状	松永久秀 京都馳走	(佐久間) 信盛(花押)	柳生新左衛門尉(宗厳)殿	御返報	恐々謹言	〔柳生〕 〔信文〕九四号参考	信長書状あり 〔信文〕九四号	大和
8	(永禄十一年) 九月十四日	明院良政宛万里小路惟房書状写	安・禁中 警固依頼	(万里小路) 惟房	明院	御房	謹言	〔経元卿御教書案〕 〔信文〕上二五二頁		尾張
9	(永禄十一年十月) 十一日	山城本圀寺カ宛堀秀政書状写	普請安堵	(堀) 久太郎(秀政)	(欠)		かしく	〔本圀寺〕 〔信文〕一二五号		山城
10	(永禄十一年) 十月二十一日	明院良政宛山科言継書状写	山科家領 回復依頼	(山科) 言継	明院	参	恐々謹言	〔言継卿記〕同日条		山城
11	(永禄十一年) 十月二十四日	明院良政宛山科言継書状写	山科家領 回復依頼	(山科) 言継	明院	参	恐々謹言	〔言継卿記〕同日条		山城
12	(永禄十一年) 十一月五日	山城天龍寺周悅宛林秀貞書状	所領安堵	林佐渡守秀貞(花押)	周悅首座禪師	床下	恐々謹言	〔天龍寺周悅〕 〔信文〕補六一号		山城
13	(永禄十二年) 正月十日	山城遍照心院宛丹羽長秀書状	寄宿免除	丹羽五郎左衛門尉長秀(花押)	遍照心院	御同宿中	恐々謹言	〔大通寺〕 〔信文〕一四〇号	〔信長寄宿免除之朱印〕	山城
14	(永禄十二年) 正月十九日	山城南禅寺領名主百姓中宛大津長治判物	相論裁許	大津伝十郎長治(花押)	当所々々名主百姓中		如件	〔鹿王院〕 〔信文〕一四四号		山城
15	(永禄十二年) 二月二日	一色藤長・飯河信堅宛峰須賀正勝書状	料催催促	峰須賀正勝右衛門正勝(花押)	一色式部少輔(藤長)殿・飯河山城守(信堅)殿	人々御中	恐惶謹言	〔光源院〕 〔大日史〕①366	〔木藤可申計之由〕	山城
16	(永禄十二年) 二月二十六日	大和柳生宗厳宛佐久間信盛奉書	多聞山・結山連繫 珍重	(佐久間) 信盛(花押)	柳生新左衛門尉(宗厳)殿	御宿所	恐々謹言	〔柳生〕 〔信文〕一五〇号		大和
17	(永禄十二年) 二月二十九日	山城遍照心院宛織田信定書状	石停止	織田彦七信定(花押)	遍照心院知事	まいる	恐々謹言	〔大通寺〕 〔信文〕一四一号	〔從信長被仰出堅停止候了〕	山城

久野雅司・織田政権の京都支配における奉行人についての基礎的考察

番号	年月日	文書名	内容	発給者	宛所	脇付	書止文言	出典	その他	国名
18	永禄十二年 三月三日	山城誓願寺宛丹羽長秀副 状	寺領安堵	丹羽五郎左衛門尉長秀(花押)	誓願寺泰翁上人	御同宿中	恐々謹言	〔誓願寺〕 〔信文〕一五五号参考	信長朱印状あり 〔信文〕一五五号。〔御執次之事候之間〕	山城
19	永禄十二年 三月十七日	近江三井寺花光坊宛丹羽 長秀書状	寺領安堵	丹羽五郎左衛門尉長秀(花押)	三井寺花光坊	御坊中	恐々謹言	〔萩野由之氏所藏〕 〔大日史〕②六〇頁		近江
20	(永禄十二年) 三月二十三日	山城北野社領丹波船井郡 名主百姓中宛嶋田秀順判 物	社領安堵	嶋田孫右衛門尉秀順(花押)	北野預十一村当所 名主百姓(姓)中		如件	〔北野神社〕 〔信文〕一五六号		山城
21	(永禄十二年) 四月二十五日	撰津西蓮寺宛佐久間信盛 副状	寺領安堵	佐久間右衛門尉信盛(花押)	西宮眼阿弥陀仏	床下	恐々謹言	〔西蓮寺〕 〔信文〕一六八号	信長朱印状あり 〔信文〕一六八号	撰津
22	(永禄十二年) 五月十七日	一色藤長等宛佐久間信盛 書状	寺領安堵	木下藤吉郎秀吉(花押)	広隆寺	侍者御中	恐々謹言	〔広隆寺〕 〔信文〕一八〇号		山城
23	(永禄十二年) 閏五月六日	山城東寺領名主百姓中宛 木下秀吉副状	撰津・丹 波形勢	(佐久間)信盛(花押)	一式少(一色式部 少輔藤長)・曾兵 (曾我兵庫頭助乘)	人々御中	恐惶謹言	〔雜文書〕 〔信文〕一八一号		山城
24	(永禄十二年) 閏五月二十五日	山城東寺宛木下秀吉副状	寺領安堵	木下藤吉郎秀吉(花押)	東寺所々散在名主 百姓中		如件	〔東寺〕 〔信文〕一八二号参考	信長朱印状あり 〔信文〕一八二号	山城
25	(永禄十二年) 閏五月二十六日	山城阿弥陀寺宛明智光秀 書状	寺領安堵	明智十兵衛尉光秀(花押)	清玉上人	御同宿中	恐々謹言	〔阿弥陀寺〕 〔大日史〕②四五六頁	信長朱印状あり 〔信文〕一八二号	山城
26	(永禄十二年) 六月二十一日	山科言繼宛武井夕庵書状	佐々主知 書状披露	(武井)夕庵爾云	山科(言繼)殿	人々御中	候	〔言繼卿記紙背〕 〔愛知県史〕①六七四号	〔以御下知被仰付由〕	山城
27	(永禄十二年) 八月八日	撰津池田勝正宛丹羽長秀 書状案	違乱停止	丹羽五郎左衛門尉長秀拜	池築(池田筑後守)	御宿所	恐々	〔今井宗久書札案留〕 〔信文〕一九二号	丹羽長秀・中川重 政連署状あり	撰津
28	(永禄十二年) 八月十一日	山城本圀寺宛柴田勝家書 状	請求請取	(柴田)勝家(花押)	本圀寺	学童中	恐々謹言	〔本圀寺〕 〔大日史〕③一五五頁		山城
29	(永禄十二年) 八月十一日	尾張本福寺宛嶋田秀順書 状	雲母進上 依頼	嶋田弥右衛門尉秀順(花押)	亀井本福寺	御尊報	恐々謹言	〔本福寺〕 〔愛知県史〕①六七六号		尾張
30	(永禄十二年) 八月十一日	塩座衆等宛今井宗久奉書 案	違乱停止	(欠・今井宗久)	塩御座衆中・又塩 魚ノ座へも同前・ 又淀塩座中へも同 前	まいる人々 御中	恐惶	〔今井宗久書札案留〕 〔信文〕一九三三号	〔從去年公方様并 信長御台御料所様 拙者被仰付候〕	山城
31	(永禄十二年) 八月十二日	三淵藤英宛今井宗久書状 案	諸役以下 難波賦課	佐久間信盛	さかい北庄惣郷中 殿		恐々	〔今井宗久書札留〕 〔信文〕一九六号	〔信長被仰出候〕	和泉
32	(永禄十二年) 八月十七日	和泉堺北荘宛佐久間信盛 書状案								
33	(永禄十二年) 八月十八日									

番号	年月日	文書名	内容	発給者	宛所	脇付	書正文言	出典	その他	国名
34	(永禄十二年) 九月十四日	山城伏見荘内周悦知行分名主百姓中宛大津長治奉書	年貢進納指示	太(大)津伝十郎長治(花押)	悦首座所々名主百姓(姓)中		恐々謹言	〔天龍寺周悦〕 〔信文〕補六七号	〔為其坂并右近〕 〔尉〕〔政尚〕・木下藤吉郎(秀吉)従上使衆	山城
35	(永禄十二年) 九月十六日	河内牧郷名主百姓中宛今井宗久書状案	違乱停止	(欠…今井宗久)	牧郷名主百姓中		恐々	〔今井宗久書札留〕 〔信文〕一九八号		河内
36	(永禄十二年) 十月六日	山城阿弥陀寺清玉上人宛村井貞勝書状	寄宿免除	村井民部少輔貞勝(花押)	阿弥陀寺清玉上人	御房	恐々謹言	〔阿弥陀寺〕 〔信文〕補八三三号	花押型から年代比定	山城
37	(永禄十二年) 十月十二日	山城浄福寺宛村井貞勝書状	寄宿免除	村井民部少輔貞勝(花押)	浄福寺	御同宿中	恐々謹言	〔浄福寺〕	花押型から年代比定	山城
38	(永禄十二年) 十月十六日	山城法金剛院領名主百姓中宛柴田勝家書状	相論裁許	柴修(柴田修理亮)勝家(花押)	当在所池上・太秦・常盤名主百姓中		謹言	〔法金剛院〕 〔大日史〕③五六四頁	室町幕府奉行人(曾我助兼・飯川信堅)連署状有り	山城
39	(永禄十二年) 十月十七日	山城清和院領名主百姓中宛中村良政書状	年貢進納指示	中村隼人佐良政(花押)	富坂庄名主百姓中		恐々謹言	〔清和院〕 〔大日史〕②四七三頁	信長朱印状あり	山城
40	(永禄十二年) 十一月十一日	撰津池田勝正宛丹羽長秀書状案	違乱停止	丹羽五郎左衛門尉(長秀)	池田筑後守(勝正)殿	御宿所	謹言	〔今井宗久書札留〕 〔信文〕一九九号	〔信〕〔長カ〕相心得可申由候	撰津
41	(永禄十二年) 十一月十三日	山城法金剛院珠栄宛木下祐久書状	相論裁許	(木下)祐久(花押)	法金(剛)院珠栄	玉床下	恐惶敬白	〔法金剛院〕 〔大日史〕③五六五頁		山城
42	(永禄十二年) 十一月十九日	山城横路分名主百姓中宛木下秀吉書状	年貢進納指示	木下藤吉郎秀吉(花押)	当地名主百姓中		恐々謹言	〔退藏院〕 〔信文〕補七七号	佐久間信盛・坂井一用・松井友閑連署状あり	山城
43	(永禄十二年) 十二月二十二日	山城法金剛院珠栄宛木下祐久書状	相論裁許	木下助左衛門尉祐久(花押)	朱(珠)栄	下 まいる玉床	恐惶敬白	〔法金剛院〕 〔大日史〕③五六六頁		山城
44	(永禄十二年) 十二月二十七日	山城西九条名主百姓中宛今井宗久書状案	年貢進納指示	(欠…今井宗久)	西九条名主百姓中		謹言	〔今井宗久書札案〕 〔信文〕二〇七号	〔御下知并御朱印〕	山城
45	永禄十三年 正月二十三日	足利義昭・織田信長書	五ヶ条条書	(足利義昭)(袖黒印)・(織田信長)(朱印)	〔朝山〕日乘上人・明智十兵衛尉(光秀)殿		已上	〔成實堂文庫所蔵〕 〔信文〕二〇九号		山城
46	(元亀元年) 三月十八日	近江長命寺宛柴田勝家判物	諸役免除	(柴田)勝家(花押)	長命寺		如件	〔長命寺〕 〔信文〕二〇六号参考		近江
47	(元亀元年) 四月二十日	丹波渡辺太郎左衛門尉宛丹羽長秀書状案	違乱停止	丹羽五郎左衛門尉長秀	渡辺太郎左衛門尉殿	御宿所	恐々謹言	〔愛宕山尾崎坊〕 〔信文〕二二七号参考	柴田・坂井宛信長書状写あり(信文二二七号)御下知・御朱印在之上者	丹波
48	(元亀元年) 六月四日	昨夢□(齋カ)宛木下秀吉書状	江北へ行の儀に付き備え	(木下)秀吉(花押)	昨夢□(齋カ)	床下	恐々謹言	〔岩淵〕 〔大日史〕④五三二頁		近江

番号	年月日	文書名	内容	発給者	宛所	脇付	書止文言	出典	その他	国名
49	元亀元年 七月二十五日	近江竹生鳥惣中宛木下秀吉判物	臨時課役	木下藤吉郎秀吉(花押)	竹生嶋惣中		如件	〔竹生島〕 〔大日史〕④六七四頁	関連文書あり	近江
50	(元亀元年) 七月二十七日	山城清水寺成就院宛楠正虎書状	制札取次	楠河内守正虎(花押)	成就院	御返報	恐々謹言	〔成就院〕 〔信文〕補二七号		山城
51	(元亀元年) 七月二十九日	近江常善寺宛佐久間信盛書状	寺領安堵	佐久間新右衛門尉信盛(花押)	草津常善寺	床下	恐々謹言	〔常善寺〕 〔大日史〕④六八八頁		近江
52	(元亀元年) 八月十八日	山城清水寺成就院宛楠正虎判物	制札通達	楠河内守正虎(花押)	清水寺成就院		恐々謹言	〔成就院〕 〔信文〕補二八号		山城
53	元亀元年 八月十九日	山城東寺領上久世名主百姓中宛木下秀吉書状写	年貢進納指示	木下藤吉郎秀吉	東寺領上久世名主百姓(姓)中		恐々謹言	〔東寺〕 〔大日史〕④七三四頁		山城
54	(元亀元年) 九月十四日	大和大乘院宛林秀貞書状写	寺領安堵	林佐渡守秀貞判	当御門跡	御奉行中	恐々謹言	〔尋憲記〕 〔大日史〕⑤三三六頁		大和
55	(元亀元年) 十月五日	上平寺惣中宛木下秀吉書状写	一揆牽制	木下藤吉郎秀吉花押	上平寺惣中		恐々謹言	〔近江杉本坊〕 〔大日史〕⑤十一頁		近江
56	(元亀元年) 十月六日	山城阿弥陀寺清玉上人宛村井貞勝書状	寄宿免除	村井民部少輔貞勝(花押)	阿弥陀寺清玉上人	御房	恐々謹言	〔阿弥陀寺〕 〔大日史〕④七二六頁	信長朱印状あり	山城
57	(元亀元年カ) 十月十七日	山城曇華院領大住莊名主百姓中宛武井夕庵書状	相論結果通達	〔武井〕夕庵爾云(花押)	大住庄三ヶ村名主御百姓(姓)中		恐々謹言	〔曇華院〕 〔信文〕二一九号	信長朱印状あり	山城
58	(元亀元年) 十月二十日	近江顯證寺宛木下秀吉副状写	安堵副状	木下藤吉郎秀吉花押	大津近松寺内顯證寺		恐々謹言	〔本願寺〕 〔信文〕二五〇号参考	信長朱印状あり	近江
59	(元亀元年) 十月二十五日	山城外畑村名主百姓中宛丹羽長秀折紙	年貢進納指示	丹羽五郎左衛門尉長秀(花押)	城外外畑村名主百姓中		者也	〔愛宕山尾崎坊〕 〔信文〕二二七号参考	〔任公方御下知之旨、信長折昏□之条〕	山城
60	(元亀元年) 十一月十一日	立入宗継宛木下秀吉書状写	所領安堵	木下藤吉郎秀吉判	立入左京進〔宗継〕殿	御宿所	恐々謹言	〔立入〕 〔大日史〕④四九一頁		山城
61	(元亀元年) 十一月十五日	撰津本興寺宛木下秀吉書状写	徳政免除	木下藤吉郎秀吉花押	本興寺	寺内惣中	恐々謹言	〔本興寺〕 〔大日史〕⑤八六頁	信長朱印状あり	撰津
62	(元亀元年) 十一月二十五日	山城賀茂郷銭主方等宛木下秀吉副状	徳政免除	木下藤吉郎秀吉(花押)	賀茂郷銭主方并惣中		恐々謹言	〔賀茂別雷神社〕 〔信文〕二六二号…〔棄破朱印被遣之候〕		山城
63	(元亀元年) 十二月二日	山城妙蓮寺宛稲葉一鉄書状	一揆牽制	稲葉伊予守一鉄(花押)	妙蓮寺	御坊中	恐惶敬白	〔妙蓮寺〕 〔大日史〕⑤二二頁		山城
64	(元亀元年) 十二月二日	山城広隆寺宛木下秀吉書状	徳政免除	木下藤吉郎秀吉(花押)	広隆寺	御同宿中	恐々謹言	〔妙蓮寺〕 〔大日史〕⑤八四頁		山城
65	(元亀二年) 二月二十五日	近江樋口直房・木下秀吉宛織田信長書状	砦の備え指示	〔織田〕信長(花押)	樋口三郎兵衛〔直房〕殿・〔木下〕藤吉郎〔秀吉〕殿		謹言	〔織田〕 〔信文〕二七三号		近江

番号	年月日	文書名	内容	発給者	宛所	脇付	書正文言	出典	その他	国名
84	(元龜三年カ) 五月二十三日	清水甚介宛塙直書状	違乱停止	塙九郎左衛門尉直政(花押)	清水甚介殿		恐々謹言	〔石清水〕 〔信文〕三二二号参考	信長朱印状あり 〔信文〕三二二号	山城
83	元龜三年 五月十一日	山城上賀茂役者中宛太田 信定書状	結鎖銭安堵	太田信定(花押)	上賀茂御役者中		恐々謹言	〔賀茂別雷神社〕 〔信文〕補二一九号		山城
82	(元龜三年) 二月二十日	山城金藏寺宛武井夕庵書 状	寺領安堵	(武井)夕庵爾云(花押)	西岩倉金藏寺	御同宿中	恐惶謹言	〔金藏寺〕 〔大日史〕⑦一九九頁		山城
81	(元龜三年) 二月八日	近江蘆浦觀音寺宛武井夕 庵副状	外教くす し申付	(武井)夕庵爾云(花押)	あし浦觀音寺		恐惶謹言	〔觀音寺〕 〔信文〕三三〇号参考	信長朱印状あり 〔信文〕三三〇号	近江
80	(元龜三年) 正月二十三日	佐久間信盛奉書	誓書差出 指示	佐久間右衛門尉信盛(花押)	中・地士長等中		候也	〔福正寺〕 〔信文〕三〇九号	「信長より被仰出 畢」	近江
79	元龜二年 十二月	南近江一向宗徒同郷士宛 印状	所領宛行 指示	(織田)信長(朱印)	佐久間右衛門尉 〔信盛〕殿		状如件	〔吉田〕 〔信文〕三〇七号		近江
78	(元龜二年) 十二月二十三日	山城狭山郷名主百姓中宛 木下秀吉折紙	年貢拘留 指示	木下藤吉郎秀吉(花押)	城州狭山郷名主百 姓中		以上	〔石清水〕 〔信文〕二九九号参考		山城
77	(元龜二年) 十二月二十二日	山城賀茂役者中宛木下秀 吉判物	徳政免除	木下藤吉郎秀吉(花押)	賀茂御役者中		恐々謹言	〔賀茂別雷神社〕 〔信文〕三一九号参考	「被成御免除御下 知并朱印」	山城
76	元龜二年 十二月二十日	曾我助乘宛明智光秀書状	公儀取成 礼	明智十兵衛尉光秀(花押)	曾我兵庫頭助乘殿	御宿所	恐々謹言	〔古簡雜纂〕 〔大日史〕⑦一九六頁		山城
75	(元龜二年) 十二月十四日	木下秀吉宛丹羽長秀書状	相論裁許	丹五さ長秀(花押)	木藤吉殿	御宿所	恐々謹言	〔賀茂別雷神社〕 〔大日史〕⑥六八三頁		山城
74	(元龜二年) 十二月七日	片岡俊秀宛佐久間信盛書 状	狭山郷落 着	(佐久間)信盛(花押)	〔片岡左衛門尉(俊 秀)殿〕		恐々謹言	〔石清水〕 〔信文〕二九九号参考		山城
73	(元龜二年) 十月十九日	近江政所谷七ヶ畑中宛丹 羽長秀書状	炭商売安 堵	丹羽五郎左衛門尉長秀(花押)	七ヶ之畑中		謹言	〔小椋記録〕 〔大日史〕⑦八四頁		近江
72	(元龜二年) 十月十日	山城大徳寺宛稲葉一鉄書 状	所領安堵	(稲葉)一鉄(花押)	大徳寺	御納所	恐惶謹言	〔大徳寺〕 〔大日史〕⑦一五八頁		山城
71	元龜二年 十月三日	大和薬師寺宛蜂屋頼隆判 物	禁制	蜂屋兵庫助頼隆(花押)	西京薬師寺		如件	〔薬師寺〕 〔信文〕補八一号		大和
70	(元龜二年) 八月二十四日	山城賀茂社宛丹羽長秀書 状	社領安堵	丹羽五郎左衛門尉長秀(花押)	賀茂社刑部少輔 殿・左衛門尉殿	御返報	恐々謹言	〔賀茂別雷神社〕 〔大日史〕⑥六八二頁		山城
69	(元龜二年) 八月二十三日	山城賀茂雜掌宛丹羽長秀 書状	社領安堵	丹羽五郎左衛門尉長秀(花押)	賀茂雜掌	御中	恐々謹言	〔賀茂別雷神社〕 〔大日史〕⑥六八二頁		山城
68	(元龜二年) 八月二日	近江觀音寺宛明智光秀書 状	近江攻め 助力を求 む	明十兵(明智十兵衛)光秀(花押)	觀音寺	御同宿中	恐々謹言	〔觀音寺〕 〔大日史〕⑥七三七頁		近江
67	(元龜二年) 二月二十七日	近江堅田諸侍中宛丹羽長 秀書状	舟廻送指 示	丹羽五郎左衛門尉長秀(花押)	堅田諸侍	御中	恐々謹言	〔堅田村田郷士共有〕 〔大日史〕⑤九四五頁		近江
66	(元龜二年) 二月二十日	近江堅田諸侍中宛丹羽長 秀書状	舟廻送指 示	丹羽五郎左衛門尉長秀(花押)	堅田諸侍	御中	恐々謹言	〔堅田村田郷士共有〕 〔大日史〕⑤九四四頁		近江

番号	年月日	文書名	内容	発給者	宛所	脇付	書正文言	出典	その他	国名
85	(元龜三年) 六月二日	山城妙心寺宛嶋田秀満書	夫役免除	(嶋田) 秀満 (花押)	妙心寺	尊塔	恐惶謹言	〔信文〕三三二二号	「村民も同前」 〔信文〕三三四号	山城
86	(元龜三年) 六月二十三日	山城大徳寺宛松井友閑副	寺領安堵	(松井) 徳斎友閑 (花押)	大徳寺	尊塔	恐惶謹言	〔信文〕三三三四号	信長朱印状あり 〔信文〕三三四号	山城
87	(元龜三年) 六月二十五日	山城賀茂社上使中宛松井友閑折紙案	違乱停止	(松井) 徳斎友閑	賀茂御上使中		恐々謹言	〔真珠庵〕 〔信文〕三三五号	大徳寺相論	山城
88	(元龜三年) 七月四日	山城大徳寺聚光院宛稲葉一鉄書状	寺領安堵	(稲葉) 一鉄 (花押)	拜答 聚光院	尊報	恐惶敬白	〔大徳寺〕 〔信文〕三三二五号	猶重而以朱印被 申入候	山城
89	(元龜三年) 九月二十八日	細川藤孝宛澗川一益副状	違乱停止	澗川左近一益 (花押)	細兵(細川)兵部大 輔様	尊報	恐々謹言	〔革島〕 〔信文〕三三三九号参考	〔然者重而朱印遣 候条〕	山城
90	(元龜三年) 十月六日	山城阿弥陀寺宛村井貞勝書状	寄宿免除	村井民部少輔貞勝 (花押)	御阿弥陀寺清玉上人 御房		恐々謹言	〔阿弥陀寺〕 〔信文〕補八四号		山城
91	(元龜三年) 十一月二十八日	山城狛左馬進宛柴田勝家書状	与力申付	柴田勝家 (花押)	狛左馬進殿	御宿所	恐々謹言	〔斎藤猷氏所蔵〕 〔信文〕三五一号参考	〔拙者为与力、殿 様江申上召置〕	山城
92	(元龜三年) 十二月二日	山城沼田弥五郎宛木下秀吉書状写	徳政応対	木下藤吉郎秀吉花押	沼田弥七 (五カ) 郎殿	人々御中	恐々謹言	〔雜録〕 〔信文〕補三〇号	〔右之儀上中(上 野秀政)・才阿へ 茂申候〕	山城
93	元龜四年 正月四日	尾張伊藤惣十郎宛柴田勝家書状写	商人司裁	柴田修理亮勝家御判	伊藤宗(惣) 十郎 殿	進之候	恐々謹言	〔寛延旧家集〕 〔愛知県史〕④四三四号	〔御朱印頂戴目出 候〕	尾張
94	元龜四年 正月吉日	尾張熱田亀井道場宛毛利良勝書状	端足袋受	毛利新介(良勝)	あつたかめいと てう(熱田)亀井道 場へ	まいる	候	〔円福寺〕 〔愛知県史〕④八五七号		尾張
95	元龜四年 二月十日	尾張伊藤惣十郎宛佐久間信盛判物写	商人司裁	佐久間左衛門尉信盛御判	伊藤宗(惣) 十郎 殿		状如件	〔寛延旧家集〕 〔愛知県史〕④八六一号		尾張
96	(元龜四年) 三月晦日	山城東寺宛塙直政副状	陣取乱妨	塙九郎左衛門尉直政 (花押)	東寺八条雜掌		恐々謹言	〔東寺〕 〔信文〕補一三二二号	〔堅御停止之旨 被仰出候〕	山城
97	元龜四年 四月五日	山城天龍寺惣寺中宛柴田勝家書状	陣執・放	柴田修理亮勝家 (花押)	天龍寺惣寺中	床下	恐々謹言	〔天龍寺〕 〔信文〕三三六六号	〔信長堅被申付候〕	山城
98	(元龜四年) 四月十九日	柴田勝家宛織田信長朱印状	河内形勢	(織田) 信長 (朱印)	柴田修理亮(勝家) 宛		状如件	〔山崎〕 〔信文〕三三七〇号		河内
99	元龜四年 四月二十八日	近江大津大工三郎左衛門宛明智光秀判物	諸公事免	(花押) (明智光秀)	舟大工三郎左衛門 かたへ		状如件	〔渡〕 〔信文〕三三六六号参考		近江
100	(元龜四年) 五月二十一日	一色藤長宛佐久間信盛書	講和調停	(佐久間) 信盛 (花押)	一式少(一色藤長)	御報	恐惶謹言	〔東京国立博物館所蔵〕 〔信文〕三三七一号参考		山城
101	(元龜四年) 五月二十八日	一色藤長宛佐久間信盛書	講和調停	(佐久間) 信盛 (花押)	一式少(一色藤長)	御報	恐惶謹言	〔東京国立博物館所蔵〕 〔信文〕三三七一号参考		山城
102	(元龜四年) 六月四日	山城大徳寺宛柴田勝家書	近江形勢	(柴田) 勝家 (花押)	大徳寺	尊報	恐惶謹言	〔大徳寺〕 〔信文〕三三七二号参考		山城
103	(元龜四年) 七月四日	洛中下京町人宛柴田勝家副状写	陣取・新儀諸役免	柴田修理亮勝家	下京中		恐々謹言	〔饅頭屋町〕 〔信文〕補一三三二二号	〔被成御朱印上 者・信長朱印状 あり(補一三三二二号)〕	山城

番号	年月日	文書名	内容	発給者	宛所	脇付	書正文言	出典	その他	国名
104	(元龜四年) 七月吉日	村井貞勝宛織田信長条書	五ヶ条条書	(織田) 信長	村井長門守(貞勝)		者也	〔当代記〕 〔信文〕補一三三四号	要検討文書(拙稿二〇〇一)	山城
105	(天正元年) 九月二十日	伊勢大湊惣中宛塙直政書	船主捕縛	塙九郎左衛門尉直政(花押)	伊勢大湊惣中		恐々謹言	〔大湊町振興会所蔵〕 〔愛知県史〕①一〇〇七号		伊勢
106	(天正元年) 十月十二日	安芸小早川隆景宛羽柴秀吉書状	越前・近江征圧、伊勢侵攻	(羽柴) 秀吉(花押)	小早川左衛門佐(隆景)殿	人々御中	恐惶謹言	〔小早川家〕 〔愛知県史〕①一〇二二号	信長朱印状あり	安芸
107	(天正二年) 正月二十五日	越前西福寺宛羽柴秀吉判物	乱妨狼藉禁止	羽柴藤吉郎秀吉(花押)	西福寺并くし川		状如件	〔西福寺〕 〔信文〕補一四一号	〔御制札(札)任御朱印之旨〕	越前
108	(天正二年) 五月十六日	大和柳生宗厳・同嚴勝尾柴田勝家書状	番手として残留	柴田修理亮勝家(花押)	柳生但馬守(宗厳)殿・柳生新二郎殿	御宿所	恐々謹言	〔柳生〕 〔信文〕補一四三三号		大和
109	天正二年 七月十七日	尾張長田弥左衛門宛佐久間信盛判物	所領宛行	(佐久間) 信盛(花押)	長田弥左衛門殿		如件	〔熱田浅井家〕 〔愛知県史〕①九五七号		尾張
110	(天正二年) 八月二十五日	関四郎宛羽柴秀吉書状	贈答返書	(羽柴) 秀吉(花押)	関四郎殿	人々御中	恐々謹言	〔賜簾文庫〕 〔信文〕補一四七号	〔以御朱印御札被仰候〕…信長朱印状あり(補一四六号)	尾張
111	天正二年 九月十一日	近江竹生島宝蔵寺宛羽柴秀吉判物写	寺領寄進	羽柴藤吉郎秀吉花押	竹生島	衆中	状如件	〔竹生寺〕 〔信文〕三三四号参考		近江
112	天正二年 九月十四日	山城東寺雜掌宛佐久間信盛判物	禁制取次	佐久間右衛門尉信盛(花押)	東寺雜掌		如件	〔東寺〕 〔信文〕補四〇号		山城
113	天正二年 十二月十八日	山城上林加賀入道等宛塙直政判物	國質・所質停止	塙九郎左衛門尉直政(花押)	上林加賀入道殿・同掃部丞殿	御宿所	恐々謹言	〔上林〕 〔信文〕補一五〇号	〔任御朱印之旨〕	山城
114	(天正三年) 七月十日	山城高倉所領在々百姓中宛村井貞勝判物	年貢進納指示	村井長門守貞勝(花押)	在々所々		者也	〔高倉家旧蔵〕 〔信文〕補一五五号		山城
115	(天正三年) 七月十四日	高倉永相宛明智光秀書状	所領安堵	維(惟)任(明智)日向守光秀(花押)	藤宰相(高倉永相)殿		恐惶謹言	〔高倉家旧蔵〕 〔信文〕補一五六号		山城
116	天正三年 九月十日	越前慶松宛柴田勝家判物写	還住許可	(柴田) 勝家御判	慶松		仍如件	〔慶松勝三郎家〕 〔信文〕補一二六号参考		越前
117	(天正三年) 九月二十五日	山城愛宕山威徳院宛明智光秀書状	国民安治祈祷	(明智) 光秀(花押)	威徳院	御同宿中	恐々謹言	〔弘文莊善本目錄〕 〔信文〕補一六三三号		山城
118	(天正三年) 十二月一日	山城下京惣中宛村井貞勝書状写	田地指出	村井(貞勝)	下京惣中		恐々謹言	〔饑頭屋町〕 〔京都町触集成〕		山城
119	(天正三年カ) 十二月一日	明智光秀宛織田信長朱印状写	伊勢貞知所領移動指示	(織田) 信長(印)	惟任(明智)日向守とのへ		候也	〔秋田藩採集〕 〔信文〕補一七五号		山城
120	天正三年 十二月二十日	長国寺宛村井貞勝判物	寺領安堵	村井貞勝(花押)	長国寺	玉床下	如件	〔織田〕 〔信文〕六一五号		山城
121	天正四年 三月十一日	山城春長寺貞譽寿林宛村井貞勝書状	寺領安堵	村井長門守貞勝(花押)	春長寺寿林御房		恐々謹言	〔春長寺〕 〔信文〕補三三九号		山城

番号	年月日	文書名	内容	発給者	宛所	脇付	書止文言	出典	その他	国名
138	(年未詳) 三月二十日	盛判物 山城賀茂惣中宛佐久間信儀	陣取無異	佐久間右衛門尉信盛(花押)	賀茂惣中		仍如件	〔賀茂別雷神社〕 〔信文〕補六三三号		山城
137	(年未詳) 二月二十九日	山城遍照心院宛織田信定書状	石安堵	織田彦七信定(花押)	遍照心院知事	参る	恐々謹言	〔大通寺〕 〔信文〕一四一〇号	〔遂披露候処〕	山城
136	(年未詳) 二月十二日	美濃村山多門宛丹羽長秀奉書写	贈答返書	〔丹羽〕五郎左衛門尉長秀(花押影)	村山多門殿		恐々謹言	〔村山〕 〔信文〕一〇七〇号	〔遂披露候処〕	美濃
135	(年未詳) 正月二十三日	美濃汾陽寺宛丹羽長秀奉書	贈答返書	〔丹羽〕長秀(花押)	汾陽寺	納所中	恐々謹言	〔汾陽寺〕 〔信文〕一〇六四号	〔則披露申候処〕	美濃
134	(年未詳) 正月十八日	山城阿弥陀寺宛森可成奉書	寄宿免除	森三左衛門尉可成(花押)	芝葉師阿弥陀寺		恐々謹言	〔阿弥陀寺〕 〔信文〕補七八号	奥野氏は永禄十二年か元亀元年に比定。	山城
133	天正十年 五月二十五日	山城高山寺宛村井貞勝書状	相論裁許	〔村井〕春長軒貞勝(花押)	梅尾高山寺		恐々謹言	〔高山寺〕 〔信文〕補三三五号		山城
132	天正九年 七月吉日	山城山科七郷宛村井貞勝判物	馬立替	〔村井〕春長軒貞勝(花押)	七郷中		状如件	〔沢野井〕 〔信文〕補三三〇号		山城
131	天正九年 六月七日	撰津關郡今宮惣中宛村井貞勝判物	神人売買	村井春長軒貞勝(花押)	撰津關郡今宮惣中		状如件	〔撰津〕 〔信文〕補二二五号		撰津
130	天正九年 二月十一日	山城藤本三郎左衛門尉宛村井貞勝奉書	諸役免除	村井春長(貞勝)(花押)	藤本三郎左衛門尉殿		仍執達如件	〔狩野亭吉氏蒐集〕 〔信文〕補二二二号		山城
129	(天正八年カ) 正月十三日	丹波三上大蔵大夫等宛明智光秀書状	国役普請	〔明智〕日向守光秀(花押)	三上大蔵大夫殿・古市修理進殿・赤塚勘兵衛尉殿・寺本橋大夫殿・中路新兵□(衛力)殿・蜷川弥□(三郎)殿		恐々謹言	〔吉田〕 〔信文〕補二〇七号		丹波
128	天正七年 正月八日	山城永養寺宛村井貞勝判物	寺領安堵	村井長門守貞勝(花押)	永養寺	侍者御中	仍執達如件	〔永養寺〕 〔信文〕補一九七号		山城
127	天正五年 十二月	山城川端道喜宛村井貞勝判物	諸役免除	村井長門守貞勝(花押)	〔川端〕道喜入道		仍如件	〔川端道喜〕 〔信文〕補一八八号		山城
126	(天正五年) 十一月十一日	山城長福寺宛村井貞勝判物	臨時課役免除	村井長門守貞勝(花押)	梅津長福寺	御役者中	状如件	〔長福寺〕 〔信文〕補一八八号		山城
125	天正五年 三月二十七日	越前織田神社僧中宛柴田勝家判物写	社領安堵	〔柴田〕修理亮勝家	織田寺社僧中		状如件	〔織田社盛衰記〕 〔信文〕補一八五号		越前
124	(天正五年) 二月二十七日	山城本願成就院宛村井貞勝判物	安堵	村井長門守貞勝(花押)	本願成就院		状如件	〔若宮八幡宮〕 〔信文〕補一八四号		山城
123	天正四年 四月十六日	山城柳芳軒宛惟住長秀奉書写	諸公事免除	惟住五郎左衛門長秀(花押)	隆法(柳芳)軒	床下	仍如件	〔雜録〕 〔信文〕補四六号		山城
122	天正四年 四月十日	山城報恩寺宛村井貞勝判物	寺領替地指示	村井長門守貞勝(花押)	報恩寺	役者中	如件	〔報恩寺〕 〔信文〕補一七七号		山城

番号	年月日	文書名	内容	発給者	宛所	脇付	書正文言	出典	その他	国名
139	(年未詳) 三月二十二日	美濃立政寺宛武井夕庵奉書	贈答返書	(武井夕庵) 二位法印妙云(花押)	立政寺	御役者中	恐々謹言	〔立政寺〕 〔信文〕一〇七五号	「上様へ為御音信」	美濃
140	(年未詳) 四月二日	山城大徳寺宛佐久間信盛判物	石仰付	佐久間右衛門尉信盛(花押)	大徳寺	御役者中	恐々謹言	〔信文〕一〇七七号	「在安土之儀付而」	山城
141	(年未詳) 四月六日	美濃八幡山年行事宛武井夕庵書状	贈答返書	(武井夕庵) 二位法印妙云(花押)	八幡山年行事	御返報	恐々敬白	〔八幡神社〕 〔信文〕一〇七五号参考		美濃
142	(年未詳) 四月十五日	山城貴布弥惣中宛佐久間信盛判物	非分禁止	佐久間右衛門尉信盛(花押)	貴布弥惣中		仍状如件	〔貴船神社〕 〔信文〕一〇七九号		山城
143	(年未詳) 五月十三日	美濃汾陽寺宛丹羽長秀奉書	贈答返書	丹羽五郎左衛門尉長秀(花押)	汾陽寺納所	御返報	恐々謹言	〔汾陽寺〕 〔信文〕一〇八八号	「殿様御進上之枝 柿召披露申候」	美濃
144	(年未詳) 七月二十八日	山城松室郷名主百姓中宛滝川一益奉書	百性退出 成敗	滝川一益(花押)	松室在所名主百姓 (姓)中		恐々謹言	〔革島〕 〔信文〕一〇九九号		山城
145	(年未詳) 八月一日	近江長与次等宛丹羽長秀判物写	諸浦彌師 (通達)	惟五左(惟住) 五郎左衛門尉 長秀	長与次殿・長藤五 殿	御宿所	恐々謹言	〔堅田小番城共有〕 〔信文〕一〇〇〇号	丹羽の姓から、天 正三年以降	近江
146	(年未詳) 八月十四日	清宛松井友閑書状	所領安堵	(松井友閑) 宮内卿法印(花押)	田中殿	人々御中	恐々謹言	〔石清水〕 〔大日史〕⑥九三三五頁	「原備へも直二被 仰付候」	山城
147	(年未詳) 八月二十四日	某宛明智光秀奉書写	年貢進納 指示	光秀(花押)	(欠)		恐々謹言	〔古今消息集〕 〔信文〕一〇二号		不明
148	(年未詳) 九月二十六日	山城市原野惣中宛楠正虎書状案	相論留置	楠河内守正虎	市原野惣中		恐々謹言	〔賀茂別雷神社〕 〔信文〕補四七号		山城
149	(年未詳) 十月十三日	高倉永相領出作在々所々百姓中宛木下秀吉奉書	年貢進納 指示	木下藤吉郎秀吉(花押)	出作在々所々百姓 中		恐々謹言	〔高倉家旧蔵〕 〔信文〕補一五七号		山城
150	(年未詳) 十一月二十日	平古種豊等宛嶋田秀満書状	争論裁許	嶋田但馬守秀満(花押)	平古弥伝次(種豊) 殿・多田孫介(家 次)殿・森久右衛 門尉(豊弘)殿	御宿所	恐々謹言	〔天龍寺周悦〕 〔信文〕補七〇号		山城
151	(年未詳) 十一月二十六日	小河弥八等宛嶋田秀満判物	竹木用捨	嶋田但馬守秀満(花押)	小河弥八殿・立入 御蔵殿		謹言	〔法金剛院〕 〔信文〕補一七号		山城
152	(年未詳) 十一月二十六日	近江長命寺惣中宛佐久間家勝奉書	諸役免除	佐与六(佐久間与六郎)家勝(花押)	長命寺物中		恐々謹言	〔長命寺〕 〔信文〕補二二二号	「從奇妙様諸役可 被成御免之由 被 仰出候」	近江
153	(年未詳) 十一月二十九日	丹羽長秀宛奇妙(織田信忠)書状写	諸役免除	奇妙(織田信忠)	(丹羽) 五郎左衛 門尉殿	進之候	恐々謹言	〔長命寺〕 〔信文〕補三三三号	「柴田方へも可申 候」	近江
154	(年未詳) 十二月二十三日	山城狭山郷名主百姓中宛木下秀吉判物	年貢進納 指示	木下藤吉郎秀吉(花押)	城州狭山郷名主百 姓中		以上	〔石清水〕 〔大日史〕⑥九三五頁		山城
155	(年未詳)	曾我助兼宛明智光秀書状	違乱詫び	明十兵(明智十兵衛) 光秀	曾兵公(曾我兵庫 頭助乘)	人々御中	かしく	〔神田孝平氏所蔵〕 〔大日史〕⑦一九六頁		山城

久野雅司・織田政権の京都支配における奉行人についての基礎的考察

(く) まさし／日本史(中世・近世史移行期)

(六七)

